

第6回
金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会議資料

日 時 平成16年10月1日(金) 14:00~
場 所 金光町民会館 3階 研修室

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会委員名簿

区分	所 属 等	氏 名	備考
首 長	鴨方町長	田 主 智 彦	会長
	金光町長	片 山 均	副会長
	寄島町長	岡 邊 正 繼	副会長
議 会	金光町議会議長	武 繩 恭 男	
	金光町議会副議長	堀 祐 士	
	金光町議会議員	久戸瀬 祝 三	
	金光町議会議員	真 田 勇	
	鴨方町議会議長	田 口 桂一郎	
	鴨方町議会議員	抽 井 勝 敏	
	鴨方町議会議員	大 西 洋 平	
	鴨方町議会議員	高 橋 範 昌	
	寄島町議会副議長	道 廣 裕 子	
	寄島町議会議員	坂 本 幹 志	
	寄島町議会議員	大 室 照 明	
	寄島町議会議員	中 西 美 治	
学識経験者	金光町商工会	小 田 堅一郎	
	金光町消防団	中 務 光 海	
	金光町文化協会	大 橋 徳 子	
	知的障害者更生施設（金光町）	武 田 きよみ	
	鴨方町教育委員会	田 淵 磐 一	
	鴨方町婦人会	田 中 美智子	
	鴨方町コミュニティ推進協議会	渡 邊 雅 允	
	鴨方町国際交流協会	中 杉 理慧子	
	寄島町商工会	高 淵 一 朗	
	寄島町コミュニティ推進協議会	頃 末 昭	
	寄島町青少年健全育成連絡協議会	道 廣 幸四郎	
	寄島町愛育委員会	原 田 玲 子	
	岡山県井笠地方振興局総務振興課長	光 岡 賢 二	

報告第16号

金光町・鴨方町合併協議会規約の一部改正について

金光町・鴨方町合併協議会規約の一部改正について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 金光町、鴨方町及び寄島町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（協議会の名称）

第2条 合併協議会は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）3町の合併に関する協議及び調査
- （2）法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- （3）前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、会長の属する町に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、3町の長の協議により、3町の長のうちから会長1人、副会長2人を選任する。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- （1）3町の長（前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）
- （2）3町の議会が選出する議員12人
- （3）3町の長が協議して定めた学識経験を有する者14人以内

- 2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、事務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長は、必要に応じ3町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、3町の長が協議し、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、3町の負担金、その他収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、3町の監査委員のうちから会長が会議に諮り2人に委嘱して行う。

2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年9月1日から施行する。

報告第17号

金光町・鴨方町合併協議会幹事会規程等の一部改正について

金光町・鴨方町合併協議会幹事会規程等の一部改正について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

（1）協議会の会議に提案する事項

（2）その他金光町、鴨方町及び寄島町の合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明を求めることがある。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	職名		
金光町	助役	総務課長	振興課長
鴨方町	助役	総務課長	企画課長
寄島町	助役	総務課長	

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる所属の長又は当該長が指名する委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、各専門部会委員相互の互選とする。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長の指示により、又は部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関連する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第6条 部会長は、専門部会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議及び調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	金光町	鴨方町	寄島町
総務部会	総務課、振興課、出納室、 (選挙管理委員会事務局)	総務課、企画課、出納室、 (選挙管理委員会事務局)	<u>総務課、出納室、(選挙管 理委員会事務局)</u>
企画部会	総務課、振興課	総務課、企画課、建設課	<u>総務課</u>
住民・税務部 会	住民課、健康福祉課、税務 課	住民課、健康福祉課、税務 課	<u>住民課、保健福祉課、税務 課</u>
保健衛生部会	住民課、健康福祉課	住民課、健康福祉課	<u>住民課、保健福祉課</u>
福祉部会	住民課、健康福祉課	住民課、健康福祉課	<u>住民課、保健福祉課</u>
産業部会	産業課、農業委員会事務局	産業課、建設課、農業委員 会事務局	<u>産業建設課、農業委員会事 務局</u>
建設部会	建設課	建設課、企画課	<u>産業建設課</u>
上下水道部会	上下水道課	水道課、下水道課	<u>上下水道課</u>
教育部会	教育委員会事務局	学校教育課、社会教育課	<u>教育委員会事務局</u>
議会部会	議会事務局、(監査事務 局)	議会事務局、(監査事務 局)	<u>議会事務局、(監査事務 局)</u>

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会専門部会規程第6条第2項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、当該分科会が所属する協議会専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、協議会規約第3条に掲げる事項を専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表のとおり各専門部会の下に設け、各専門部会の関係所管等に属する職員をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 各分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

- 2 分科会長及び副分科会長は、各分科会職員の互選とする。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、部会長の指示により、又は分科会長が必要に応じて招集する。

- 2 分科会長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
- 3 分科会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(システム統合班)

第7条 電算システム業務の調整を図るため、総務分科会にシステム統合班を置く。

- 2 システム統合班は、総務部会長が指名する関係職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町の担当部門が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会幹事会の幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)分科会

専門部会名	分科会名
総務部会	総務(システム統合班) 人事、財務(財政・管財) 防災・交通
企画部会	企画
住民・税務部会	住民、税務、特別会計
保健衛生部会	保健、衛生
福祉部会	老人福祉、障害者福祉、児童福祉、介護保険
産業部会	農業(農業委員会含む) 産業(商工観光含む)
建設部会	建設
上下水道部会	上水道、下水道
教育部会	学校教育、社会教育
議会部会	議会事務局(監査委員会含む)

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に關すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に關すること。
- (3) 協議会の広報及び公聴に關すること。
- (4) 協議会の庶務に關すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号の事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長、事務局職員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて岡山県職員を派遣要請することができるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局の職員の指揮監督をする。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 総務班長は、事務局次長を補佐する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、金光町の例による。この場合において、「町長」とあるのは「会長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に關すること。
- (2) 物品及び現金の出納に關すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に關すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に關すること。

(代決)

第8条 事務局長が不在のときは、事務局次長が代決する。

(文書等の取扱い)

第9条 事務局による文書等の取扱いは金光町の例による。

(情報公開)

第10条 協議会が保有する情報に係る公開については、金光町の例による。

(公印)

第11条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称は別表第2のとおりとする。

(職員の服務等)

第12条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、鴨方町の例による。

(給与等)

第13条 職員の給与、共済費等（時間外、休日勤務手当及び管理職特別勤務手当は除く。）については、それぞれ派遣する町の負担とする。

2 職員の旅費については、鴨方町の例により協議会が支給する。

(参与)

第14条 事務局に参与を置くことができるものとする。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、事務局の求めに応じ、助言することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

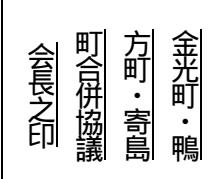
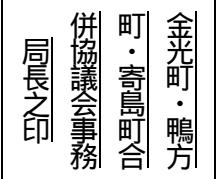
附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	分掌事務
総務班	事務局の総合調整に関すること。 庶務及び会計に関すること。 合併の諸手続に関すること。 協議会の会議に関すること。 合併に係る広報に関すること。 合併に係る資料の編さんに関すること。 報酬等の支給に関すること。 合併の方式に関すること。 合併の期日に関すること。 新市町の名称に関すること。 新市町の事務所の位置に関すること。 特別職の身分の取扱いに関すること。 町名及び字名の取扱いに関すること。 その他事務局長の命ずること。
計画班	市町村建設設計画に関すること。 財政計画に関すること。 予算編成に関すること。 その他事務局長の命ずること。
調整班	専門部会及び分科会の調整に関すること。 専門部会及び分科会の進行管理に関すること。 その他事務局長の命ずること。

別表第2（第11条関係）

公印の 名 称	ひな形	寸法 (mm)	書体	使用区分	印材	個数	管理者
合併協議 会長印		方21	てん書	会長名をもつて する文書	木材	1	事務局長
合併協議 会事務局 長印		方21	てん書	事務局長名をも つてする文書	木材	1	事務局長

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 前条に規定する一般席の定員は、20人以内とする。ただし、会場の都合により定員を増減できるものとする。

2 報道関係者に係る傍聴の方法については、協議会の会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(傍聴の手続)

第4条 一般席で会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で、「金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議傍聴申込書」（別記様式第1号）に記入のうえ、傍聴証（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の30分前における傍聴希望者が、前条第1項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることのできない者。

(1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者

(2) ピラ、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者

(3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真及び映写機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害する恐れがあると認められる者

2 会長は、必要と認められるときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談笑し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れたり、他人に迷惑となる行為をしないこと。

(5) 携帯電話の電源を切ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、又は録画、録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべての事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、協議会会議運営規程第5条第1項ただし書きの規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議傍聴申込書

平成 年 月 日

第 回金光町・鴨方町・寄島町合併協議会の会議の傍聴を申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

傍聴証

第 号

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会の会議を傍聴される方へ

1 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴するにあたっては、係員の説明に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したとき、又は係員の指示に従わないときは、退場していただく場合があります。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談笑し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 飲食又は煙草をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れたり、他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (5) 携帯電話の電源を切ること。
 - (6) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 3 審議の中で、会議を非公開とする決定があったときは、退場していただきます。また、都合により会議の途中に退場する場合は、その旨を事務局職員に伝え、傍聴証を返却してください。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第16条の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、金光町、鴨方町及び寄島町の負担金、県支出金及びその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に關し必要な事項は、鴨方町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に關しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）
歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金
2. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金
3. 諸収入	1. 諸収入	1. 諸収入

別表第2（第4条関係）
歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1. 運営費	1. 会議費	1. 会議費
	2. 事務局費	1. 事務局費
2. 事業費	1. 事業推進費	1. 事業推進費
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書についてはこの限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼす恐れがある事項その他閲覧に供する事が適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び事項)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会規約第1条に規定する3町（以下「3町」といふ。）の所定の場所とし、その時間は、当該事務局及び3町の勤務時間内とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書きに係る文書の閲覧場所については、協議会の事務局に限るものとする。

(写しの交付)

第5条 会議録等の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する
協議書について

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書について、
別紙のとおり報告する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、協議会規約第7条第1項第3号の規定により学識経験を有する者として充てられた委員（以下「委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

記

1 身分等

委員は、協議会の委員の委嘱をもって、次に掲げる金光町、鴨方町及び寄島町（以下「3町」という。）の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（1）協議会規約第7条第1項第3号により3町の長が協議して定めた委員：当該委員を定めた3町の長が属する町

2 公務災害補償制度の適用

委員が、協議会活動中又は協議会会議への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、それぞれの委員が所属する町の制度を適用するものとする。

3 事務

2による公務災害補償事務は、それぞれの委員が所属する町において執行するものとする。

4 経費の負担

2により委員に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、それぞれの委員が所属する町が全額負担するものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年9月1日

金光町長 片 山



鴨方町長 田 主 智



寄島町長 岡 邦 正



報告第19号

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会補正予算(第1号)

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会補正予算(第1号)について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会補正予算（第1号）

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

（歳出予算の流用）

第2条　歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 負担金		40,000	2,500	37,500
	1. 負担金	40,000	2,500	37,500
2. 県支出金		5,000	2,500	7,500
	1. 県補助金	5,000	2,500	7,500
歳 入 合 計		45,002	0	45,002

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 運営費		18,502	1,670	20,172
	1. 会議費	3,646	1,350	4,996
	2. 事務局費	14,856	320	15,176
2. 事業費		26,200	1,670	24,530
	1. 事業推進費	26,200	1,670	24,530
歳 出 合 計		45,002	0	45,002

平成16年度 金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 岁入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 負担金	40,000	2,500	37,500
2. 県支出金	5,000	2,500	7,500
歳入合計	45,002	0	45,002

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 運営費	18,502	1,670	20,172	2,500			830	
2. 事業費	26,200	1,670	24,530				1,670	
歳出合計	45,002	0	45,002	2,500			2,500	

2.歳 入

(款)1.負担金

(項)1.負担金

(単位:千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1.負担金	40,000	2,500	37,500	1.負担金	2,500	各町負担金 補正後の各町負担金 金光町 12,350 鴨方町 14,375 寄島町 10,775
計	40,000	2,500	37,500		2,500	

(款)2.県支出金

(項)1.県補助金

(単位:千円)

目	補正前 の 額	補正額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1.県補助金	5,000	2,500	7,500	1.合併協議会補助金	2,500	県合併協議会補助金
計	5,000	2,500	7,500			

3.歳出

(款)1.運営費 (項)1.会議費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1.会議費	3,646	1,350	4,996				1,350	1.報酬	1,320	委員報酬
								12.役務費	30	通信運搬費
計	3,646	1,350	4,996				1,350			

(款)1.運営費 (項)2.事務局費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1.事務局費	14,856	320	15,176	2,500			2,180	9.旅費	50	普通旅費
								12.役務費	70	通信運搬費
								14.使用料及び 賃借料	200	コピー機等事務機器借上料
計	14,856	320	15,176	2,500			2,180			

(款)2.事業費 (項)1.事業推進費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1.事業推進 費	26,200	1,670	24,530				1,670	8.報償費	150	記念品
								11.需用費	880	印刷製本費
								13.委託料	2,700	市町村建設計画策定等業務 委託
計	26,200	1,670	24,530				1,670			

新市建設計画策定支援業務委託変更契約の締結について

新市建設計画策定支援業務委託変更契約の締結について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 10 月 1 日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

新市建設計画策定支援業務委託変更契約の締結について

1 契約の名称 新市建設計画策定支援業務

2 契約期間 平成16年6月1日から平成17年3月31日まで

3 契約金額
変更前 6,300,000円
(うち消費税及び地方消費税300,000円)
変更後 7,570,500円
(うち消費税及び地方消費税360,500円)
増減額 1,270,500円
(うち消費税及び地方消費税 60,500円)

4 変更契約日 平成16年9月1日

5 契約の相手方
住所 岡山県岡山市住吉町2-4
氏名 ランドブレイン株式会社岡山事務所
所長 永田彰仁

6 変更理由 寄島町の加入に伴う業務内容の変更のため

報告第21号

新市建設計画策定に係るアンケート調査の追加実施について

新市建設計画策定に係るアンケート調査の追加実施について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

新市建設設計画策定に係るアンケート調査追加実施概要

調査の名称	金光町・鴨方町・寄島町の新しいまちづくりに関するアンケート
調査の目的	3町の住民の地域に対する現状認識、合併に対する期待や不安及び新市の将来イメージ、まちづくりに期待するものなどを把握し、その結果を解析し、新市建設設計画の策定内容に反映させていくものとする。
実施予定時期	平成16年9月9日(木)から平成16年9月24日(金)まで
調査の対象	寄島町の全世帯(2,433世帯)を対象とし、1世帯当たり18歳以上の者1名を無作為抽出
配布方法	郵送とする。
回収方法	郵送とする。(返信用封筒を同封する。)
調査の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.回答者の属性 2.日常の生活圏に関する内容 3.住民の満足度に関する内容 4.合併に対する期待 5.合併に対する不安 6.新市の将来イメージ 7.合併後のまちづくり施策 8.自由意見
調査の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢別 ・町別 ・地区別 ・クロス集計

金光町・鴨方町・寄島町の新しいまちづくりに関するアンケート

...ご協力のお願い...

寄島町の皆様には、平素より町行政各般に対しまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、寄島町が9月1日に金光町・鴨方町合併協議会に加入し、3町の合併協議会が設立されました。

今後、金光町・鴨方町・寄島町の合併に関する様々な項目について合併協議会で検討・協議を進めています。

この合併協議会では、3町が合併した場合の将来のまちづくりのあり方を検討し、新しいまちのマスタープランともなる「新市建設計画」を作成していきます。そのため、アンケート調査により住民の皆様にまちの現状や将来のまちの姿などについてご意見やお考えをお伺いし、計画策定に反映していく基礎資料にしたいと考えております。

そこで、今回寄島町にお住まいの全世帯を対象に、1世帯あたり18歳以上の方お一人を無作為に選ばせていただき、調査票をお送りしています。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査結果は、すべて統計的に処理し、調査目的以外に使用することは一切ございません。また、回答の集計・分析結果は、合併協議会だよりやホームページなどを通じてお知らせしていきたいと考えております。

平成16年9月

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主 智彦（鴨方町長）
副会長 片山 均（金光町長）
副会長 岡邊 正継（寄島町長）

《調査票の記入方法について》

1.この調査票は、【あて名】のご本人がお答えください。（ご高齢等で文字が読みづらくなっている方も、ご家族にご協力いただくなどして、ご本人のお答えを記入してください）
2.ご記入につきましては、

鉛筆か黒のボールペンでご記入ください。

回答にあてはまる項目を選び、その番号を で囲んでください。「その他」を選んだ方は()内に、その内容を具体的にお書きください。

質問により、回答を1つだけ選んでいただくものと、複数（3つまでなど）選んでいただく場合があります。また、直接、ことば・文章でご記入いただくものもありますので、各設問にお示しした方法でご回答ください。

3.ご記入いただきました調査票は、**9月24日(金)必着**で、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにお出しください。

4.記入方法や調査についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会事務局（鴨方町役場内）

電話番号：0865-44-9043

ファックス：0865-44-5771

メールアドレス：gappei@town.kamogata.okayama.jp

すばらしい未来のまちづくりのために

みなさんのご協力をお願いします

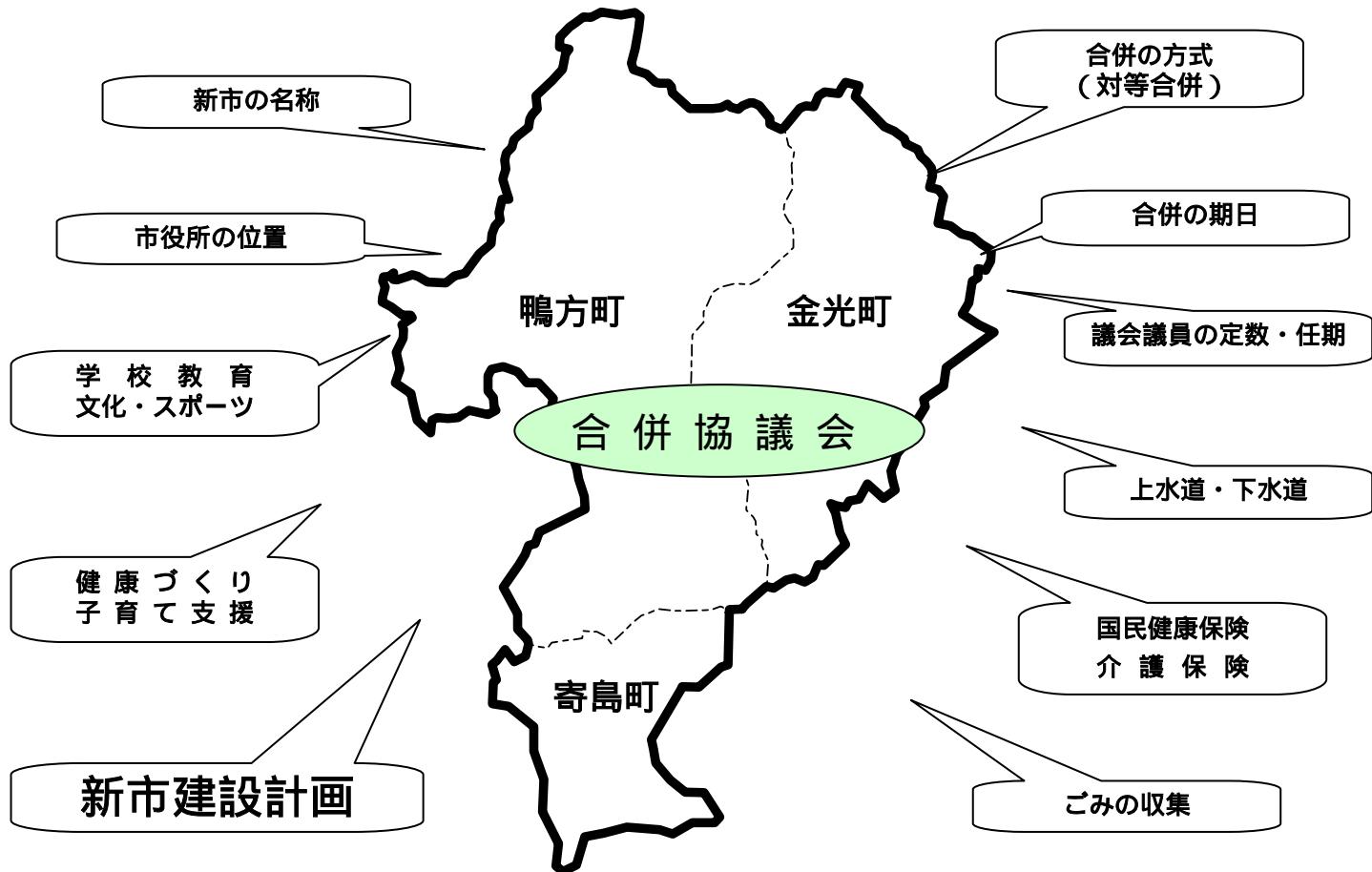
住民
合併協議会

行政

議会

合併協議会とは？

合併協議会は、合併に関するあらゆる事項を話し合う組織です。



新市建設計画とは？

新市建設計画は、3町が合併して誕生する市の新しい時代にふさわしいまちづくりの指針となるものです。具体的には、道路の整備や各種のイベントなど新市としてのまとまりを強める事業や、住民の方々の生活がより便利で快適となる事業を位置づけ、新しい市としての一体的なまちづくりを推進します。

内容

新市の建設の基本方針

新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本方針等

新市の建設の根幹となるべき事業

新市の財政計画（合併後概ね10年度分）



~詳しい内容については、「合併協議会だより」や「金光町・鴨方町・寄島町合併協議会ホームページ」をご覧ください~

URL <http://www.town.kamogata.okayama.jp/gappei/index.html>

はじめに、あなたご自身のことについておたずねします。

【問1】 あなたの性別はどちらですか。(1つを選んで をつけてください)

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

【問2】 あなたの年齢はいくつですか。(1つを選んで をつけてください)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 18~19歳 | 2. 20~29歳 | 3. 30~39歳 |
| 4. 40~49歳 | 5. 50~59歳 | 6. 60~69歳 |
| 7. 70歳以上 | | |

【問3】 あなたのお住まいはどちらですか。(1つを選んで をつけてください)

- | | | | | |
|-------|-----------|--------|--------|---------|
| (寄島町) | 1. 東安倉 | 2. 中安倉 | 3. 西安倉 | 4. 国頭 |
| | 5. 早崎 | 6. 宮通 | 7. 山根 | 8. 福井 |
| | 9. 尾焼 | 10. 大浦 | 11. 片本 | 12. 鏡 |
| | 13. 青佐 | 14. 三郎 | 15. 柴木 | 16. 中新開 |
| | 17. 干拓学生寮 | | | |

【問4】 あなたが、お住まいになっている年数をお答えください。なお、転居されたことがある方は、通算の年数をお答えください。(1つを選んで をつけてください)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| 1. 5年未満 | 2. 5年以上 10年未満 | 3. 10年以上 20年未満 |
| 4. 20年以上 30年未満 | 5. 30年以上 | |

あなたの日常生活の行動についておたずねします。

【問5】 あなたの日常生活のそれぞれの行動について、主な行き先はどちらですか。

((1)から(7)の項目について、それぞれ1つずつ選んで をつけてください)

	寄島町	金光町	鴨方町	浅口郡内他の町	倉敷市	笠岡市	福山市	岡山市	その他の地域	行かない・利用しない
(1) 通勤・通学	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(2) 日用雑貨・食料品などの日常の買物	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(3) 衣料・装飾品・家具などの高価な物の購入	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(4) 病院・診療所などの受診や通院	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(5) スポーツ活動(野球、テニス等)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(6) 生涯学習・文化活動(美術鑑賞、音楽・観劇等)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(7) 飲食(外食)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

現在お住まいの町の現状と、合併した時に取り組んで欲しい施策についておたずねします。

【問6】 あなたは、お住まいの町の施設、サービスや環境（施策）の現状について、どのように感じていますか。

((1)から(30)の項目それぞれについて、1(満足)～5(不満)のうち1つずつをつけてください)

		満足	やや満足	普通	やや不満	不満
道路・機関・公共交通など	(1) 国道や県道などの幹線道路の整備	1	2	3	4	5
	(2) 身近な生活道路の整備	1	2	3	4	5
	(3) 鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	1	2	3	4	5
	(4) 住宅団地や公営住宅の整備など住宅対策	1	2	3	4	5
自然環境・生活環境	(5) 山林、海、河川などの自然環境保全	1	2	3	4	5
	(6) 公園・緑地や子どもの遊び場の整備状況	1	2	3	4	5
	(7) ごみ処理やリサイクルへの取り組み	1	2	3	4	5
	(8) 下水道の整備	1	2	3	4	5
	(9) 騒音、振動、悪臭などの公害環境対策	1	2	3	4	5
	(10) 歩道整備やガードレールなどの交通安全対策	1	2	3	4	5
	(11) 火災や地震などの災害対策	1	2	3	4	5
	(12) 街路灯設置などの防犯対策	1	2	3	4	5
健康・福祉	(13) 健康診断などの保健活動や健康づくり	1	2	3	4	5
	(14) 医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	1	2	3	4	5
	(15) 障害者や高齢者のための施設やサービス	1	2	3	4	5
	(16) 子育てのための施設やサービス	1	2	3	4	5
教育・スポーツ・文化・	(17) 幼稚園、小・中学校の教育環境	1	2	3	4	5
	(18) 生涯学習施設や生涯学習講座への参加機会	1	2	3	4	5
	(19) スポーツに親しむ機会や施設	1	2	3	4	5
	(20) 文化や芸術に親しむ機会や施設	1	2	3	4	5
産業	(21) 経営・技術支援など農林漁業の振興	1	2	3	4	5
	(22) 新規企業の誘致など工業の振興	1	2	3	4	5
	(23) 商店街の活性化など商業の振興	1	2	3	4	5
	(24) 観光 PR の展開など観光の振興	1	2	3	4	5
	(25) 雇用確保や就業環境の整備	1	2	3	4	5
コミュニティなど	(26) コミュニティ施設の整備状況や活動支援への取り組み	1	2	3	4	5
	(27) 住民参加の行政や情報公開への取り組み	1	2	3	4	5
	(28) ボランティア活動などへの参加機会	1	2	3	4	5
	(29) 国際化・国際交流への取り組み	1	2	3	4	5
	(30) インターネットなどを活用した各種サービスへの取り組み	1	2	3	4	5

【問7】 3町が合併した場合、【問6】の(1)～(30)のうち、どの項目を優先的に取り組んで欲しいですか。（3つまで選んで番号をお書きください）

--	--	--

3町の合併に対する期待と不安についておたずねします。

【問8】 あなたは、3町が合併した場合、どのような効果を期待しますか。(2つ以内に)

1. 重点的な投資による質の高い施設整備や大規模な事業の実施
2. 道路や公共施設の効率的な整備など広域的視点にたったまちづくり
3. 地域資源の連携による、観光・交流活動の活性化
4. 利用可能な行政窓口の増加による住民票発行などの窓口サービスの向上
5. スポーツ・文化施設などの公共施設の相互利用と類似施設の整備回避
6. 地域が一体となったイベントの開催
7. 専門職員の配置などによる行政サービスの高度化、多様化
8. 職員数や議員数の削減などによる行政経費の削減や行財政運営の効率化
9. 地域のイメージアップや存在感の向上による企業誘致、若者の定着促進
10. その他(具体的に:)

【問9】 あなたは、3町が合併した場合、どのようなことが心配ですか。(2つ以内に)

1. 公共料金が高くなり、住民負担が高くなる
2. 行政区域が広くなり、きめ細かいサービスが受けられなくなる
3. 行政規模が大きくなり、行政と住民との距離が大きくなる
4. まちの規模が大きくなることで地域住民の連帯感が薄れる
5. 一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残される
6. 行政サービスや住民負担について地域格差が生じる
7. まち固有の歴史・文化・伝統が忘れられてしまう
8. 愛着のあるまちの名前がなくなってしまう
9. 議員数が減ることにより、住民の意思が行政に反映されにくくなる
10. その他(具体的に:)

現在お住まいの町の魅力・誇りや新しいまちのまちづくりの方向についておたずねします。

【問10】 3町が合併しても大切にしたい町の魅力や誇りは何ですか。(2つ以内に)
また、よろしければ()内に具体的な名称等をご記入ください。

- | | | |
|-----------------|-------------------|--------------|
| 1. 豊かな自然 | 2. 歴史・文化 | 3. 有名な企業・産業 |
| 4. 特產品(物) | 5. レクリエーション施設、観光地 | 6. お祭り・イベント |
| 7. 良好で快適な住環境 | 8. 暮らしやすい土地柄 | 9. 暖かい近所づきあい |
| 10. その他(具体的に:) | | |

【問 11】 あなたが、新しいまちの将来に期待するイメージを言葉（キーワード）としてお答えください。（2つ以内に）

- | | | | | |
|-------------------|-----------|----------|----------|---------|
| 1. 自然 | 2. みどり | 3. 歴史・文化 | 4. ふるさと | 5. うるおい |
| 6. やすらぎ | 7. 心・ハート | 8. ふれあい | 9. やさしい | 10. いやし |
| 11. ゆとり | 12. ゆたか | 13. いきいき | 14. さわやか | 15. 健康 |
| 16. 福祉 | 17. 安心・安全 | | | |
| 18. その他（記入欄：
） | | | | |

【問 12】 あなたが、新しいまちの将来は、どのようにになって欲しい、または、どうなればよいとお考えですか。（2つ以内に）

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 山林や田園、海辺などの美しい自然にあふれたまち |
| 2. 道路や公園・下水道など生活基盤が整備され、快適に暮らせるまち |
| 3. 歴史や伝統、文化などを大切にはぐくむまち |
| 4. 保健・医療・福祉サービスが充実した、安心して暮らせるまち |
| 5. スポーツやレクリエーションが盛んな、健康的なまち |
| 6. 災害や公害対策、防犯対策の行き届いた、安全に暮らせるまち |
| 7. 観光や商工業などの産業が盛んな活気あふれるまち |
| 8. 自然や歴史・文化等を活かした、人と人との交流が盛んなまち |
| 9. 住民主体のまちづくり活動やボランティア活動が盛んなまち |
| 10. ごみ減量化や省エネルギー対策などに取り組む地球環境にやさしいまち |
| 11. その他（
） |

【問 13】 最後に、3町の合併後のまちづくりなどについて、あなたのご意見、ご要望、お気づきの点などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました

新市の名称に関する小委員会協議経過報告について

新市の名称に関する小委員会での協議経過について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
新市の名称に関する小委員会
委員長 大橋徳子

新市の名称に関する小委員会協議経過報告

第3回新市の名称に関する小委員会

1 開催日時及び場所

平成16年8月30日(月) 午後2時～ 鴨方町役場 3階 委員会室

2 出席委員

大橋徳子委員長、田中美智子副委員長、堀祐士委員、真田勇委員、田口桂一郎委員、抽井勝敏委員、武田きよみ委員、中杉理慧子委員 (全員出席)

3 協議事項

新市の名称応募結果について

- ・ 新市の名称の募集は8月25日(水)に締め切った。
- ・ 応募件数 2,980件、応募名称 724種類であった。詳細は別紙のとおり。

新市の名称候補選定について

- ・ 応募結果の報告を受けて、今回投票により名称候補を選定することについて委員全員の意見が一致したため、「新市の名称候補選定要領」に基づいて各委員が3作品を選定し、投票を行った。投票では下記のとおり全委員が第1候補に「浅口市」(あさくちし)を選定し、第2位以下と大差がつく結果となった。
- ・ このため、候補数点の選定の取扱いについて協議した結果、集計結果や応募の理由、委員による投票結果を総合的に判断し、小委員会としては、全員一致で「浅口市」(あさくちし)を新市の名称候補として報告する。
- ・ 名付け親大賞等の選考方法は事務局に一任することとした。

<投票結果>

浅口市(あさくちし)	...	24点
浅口市(あさぐちし)	...	4点
新浅口市(しんあさくちし)	...	2点
備南市(びなんし)	...	2点
遙南市(ようなんし)	...	2点
あさくち市(あさくちし)	...	1点
淺口市(あさくちし)	...	1点
あさ口市(あさぐちし)	...	1点
遙南市(ようなんし)	...	1点

新市の名称募集 集計結果

1. 応募状況

応募件数(件)	2,980
うち有効件数(件)	2,892
うち無効件数(件)	88

2. 居住地別

都道府県名	件数(件)	割 合
岡山県	2,503	83.99%
金光町	754	30.12%
鴨方町	1,282	51.22%
その他	467	18.66%
福岡県	128	4.30%
北海道	94	3.16%
広島県	61	2.05%
東京都	39	1.31%
大阪府	24	0.81%
千葉県	17	0.57%
兵庫県	15	0.50%
神奈川県	11	0.37%
香川県	10	0.34%
大分県	10	0.34%
奈良県	9	0.30%
愛知県	7	0.24%
埼玉県	5	0.17%
熊本県	5	0.17%
石川県	4	0.13%
鳥取県	4	0.13%
山口県	4	0.13%
愛媛県	4	0.13%
三重県	3	0.10%
滋賀県	3	0.10%
宮崎県	3	0.10%
青森県	1	0.03%
群馬県	1	0.03%
京都府	1	0.03%
島根県	1	0.03%
長崎県	1	0.03%
アメリカ合衆国	2	0.07%
記載なし	10	0.34%
計	2,980	100.00%

3. 年齢別

年 齢	件数(件)	割 合
20歳未満	979	32.85%
20歳代	139	4.66%
30歳代	199	6.68%
40歳代	173	5.81%
50歳代	385	12.92%
60歳代	486	16.31%
70歳代	378	12.68%
80歳以上	166	5.57%
不詳	75	2.52%
計	2,980	100.00%

4. 応募方法別

応募方法	件数(件)	割 合
応募専用はがき	1,322	44.36%
官製はがき	498	16.71%
ファックス	95	3.19%
電子メール	190	6.38%
応募専用用紙	875	29.36%
計	2,980	100.00%

5. 学校・学年別

学校名	件数(件)	学年	学年	学年	計
		(小4) (中1)	(小5) (中2)	(小6) (中3)	
金光竹小学校	11	6	2	19	
金光小学校	63	53	52	168	
金光吉備小学校	19	27	28	74	
金光中学校	21	22	9	52	
鴨方東小学校	34	46	37	117	
鴨方西小学校	29	40	33	102	
六条院小学校	16	11	14	41	
鴨方中学校	107	122	73	302	
計					875

6. 応募作品の種類

724種類

7. 応募名称一覧表(50音順)

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
1	あい	あい	1	32	浅口	あさぐち	7
2	愛	あい	1	33	浅口	あざぐち	1
3	あいよかけよ	あいよかけよ	2	34	浅口共生	あさくちきょうせい	1
4	愛和	あいわ	2	35	浅口栄	あさくちさかえ	1
5	あおい	あおい	1	36	浅口三町	あさぐちさんちょう	1
6	碧	あおい	1	37	浅口新	あさぐちしん	1
7	あおぞら	あおぞら	2	38	浅口中央	あさくちちゅうおう	2
8	青空	あおぞら	8	39	浅口東	あさくちひがし	1
9	青葉	あおば	1	40	浅口遙南	あさぐちようなん	1
10	あかつき	あかつき	1	41	浅三町	あささんちょう	1
11	あかね	あかね	1	42	浅中	あさなか	1
12	浅口	あきくち	1	43	浅南海	あさなみ	1
13	明元	あきもと	1	44	浅南	あさなん	1
14	阿久津	あくつ	1	45	あさひ	あさひ	3
15	浅口	あけくち	1	46	浅日	あさひ	1
16	明里	あけさと	1	47	朝日	あさひ	2
17	曙	あけぼの	2	48	あさみ	あさみ	1
18	あさ	あさ	1	49	浅三	あさみ	1
19	浅尾	あさお	1	50	浅実	あさみ	1
20	浅岡	あさおか	1	51	浅美	あさみ	2
21	浅香	あさか	1	52	浅和	あさわ	1
22	浅鴨	あさがも	1	53	飛鳥	あすか	2
23	浅木	あさき	1	54	あすなろ	あすなろ	2
24	あさくち	あさくち	51	55	暑	あつ	1
25	浅くち	あさくち	1	56	あつけ	あつけ	1
26	浅口	あさくち	344	57	あべ	あべ	2
27	浅口	あさくち	7	58	阿部	あべ	2
28	あさぐち	あさぐち	22	59	安倍	あべ	4
29	あさ口	あさぐち	1	60	安部	あべ	1
30	浅口	あさぐち	237	61	安倍晴明	あべのせいめい	1
31	朝口	あさぐち	1	62	天植	あまうえ	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
63	天木	あまき	1	95	大空	おおぞら	1
64	天木	あまき	1	96	大空光	おおぞらひかり	1
65	天草	あまくさ	1	97	多田	おおた	1
66	天照	あましよう	1	98	岡	おか	1
67	天ノ宮	あまのみや	1	99	岡浅天文	おかあさてんもん	1
68	天星	あまぼし	1	100	おかげ	おかげ	1
69	アメリカン	あめりかん	1	101	岡南西	おかなんせい	1
70	あゆみ	あゆみ	1	102	岡西	おかにし	1
71	歩	あゆみ	1	103	おかやま山陽	おかやまさんよう	2
72	新	あらた	1	104	岡山西	おかやまにし	2
73	現	あらわす	1	105	岡山南	おかやまみなみ	1
74	安天	あんてん	1	106	奥倉敷	おくくらしき	1
75	井笠	いかさ	3	107	おす	おす	1
76	井笠	いがさ	1	108	海山	かいざん	2
77	いきいき	いきいき	1	109	快晴	かいせい	1
78	一光	いちひかり	1	110	海星	かいせい	1
79	犬神	いぬがみ	1	111	かがやき	かがやき	2
80	今まで通り	いままでどおり	1	112	架け橋	かけはし	1
81	いや	いや	1	113	華星	かせい	1
82	植田	うえだ	1	114	活輝	かつき	1
83	植星	うえぼし	1	115	合併反対	がっぺいはんたい	1
84	美しい	うつくしい	1	116	金方	かながた	2
85	海山	うみやま	2	117	金鴨	かなかも	1
86	栄光	えいこう	2	118	金鴨	かなかも	3
87	栄南	えいなん	1	119	金川	かながわ	1
88	エジプト	えじぶと	1	120	金鳥	かなどり	1
89	鴨光	おうこう	1	121	金星	かなぼし	1
90	桜桃	おうとう	1	122	金方	かねかた	2
91	応募専用用	おうばせんようよう	1	123	金方	かねがた	24
92	大開け	おおあけ	1	124	金鴨	かねかも	2
93	多金	おおがね	1	125	かねがも	かねがも	1
94	おおごん	おおごん	1	126	金鴨	かねがも	4

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
127	金鴨顔	かねがもがん	1	159	鴨光	かもこん	5
128	金川	かねがわ	1	160	鴨金光	かもこんこう	4
129	金方	かねほう	1	161	鴨金島	かもこんじま	1
130	金光	かねみつ	2	162	鴨金寄	かもこんより	1
131	神丘	かみおか	1	163	鴨団金方	かもだんかねがた	1
132	神鴨	かみがも	1	164	鴨光	かもぴか	1
133	鴨光島	かみしま	1	165	かもひかり	かもひかり	4
134	神城	かみしろ	1	166	鴨光	かもひかり	37
135	鴨合	かもあい	1	167	カモビカリ	かもびかり	1
136	鴨浅	かもあさ	1	168	かも光	かもびかり	1
137	かもおか	かもおか	1	169	鴨光	かもびかり	5
138	鴨岡	かもおか	1	170	鴨見	かもみ	1
139	鴨輝き	かもかがやき	1	171	鴨光	かもみつ	16
140	かもがた	かもがた	6	172	かもめ	かもめ	1
141	鴨方	かもがた	48	173	鴨山	かもやま	3
142	鴨方浅口	かもがたあさぐち	1	174	花文	かもん	1
143	かもがた金光	かもがたこんこう	2	175	かよこ	かよこ	1
144	鴨方金光	かもがたこんこう	8	176	かんこう	かんこう	1
145	鴨方金光交わり	かもがたこんこうまじわり	1	177	遙南	かんこう	1
146	鴨方町	かもがたちょう	1	178	神田	かんだ	2
147	鴨方町金光	かもがたちょうこんこう	1	179	喜方	きがた	1
148	鴨方光	かもがたひかり	1	180	希光	きこう	1
149	鴨金	かもかね	1	181	輝光	きこう	1
150	かもがね	かもがね	1	182	輝翔	きしょう	1
151	鴨金	かもがね	14	183	絆	きずな	2
152	かもがわ	かもがわ	2	184	きっとすてきな	きっとすてきな	1
153	鴨金	かもきん	5	185	喜美	きび	1
154	かもきんのひかり	かもきんのひかり	1	186	吉備	きび	4
155	かもこう	かもこう	1	187	吉備津	きびつ	1
156	鴨光	かもこう	50	188	吉備南	きびなん	1
157	かもこん	かもこん	2	189	吉備野	きびの	1
158	鴨金	かもこん	26	190	希望	きぼう	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
191	協愛	きょうあい	1	223	金方	こうがた	1
192	協力	きょうりょく	1	224	光鴨	こうがた	1
193	協和	きょうわ	2	225	光方	こうがた	8
194	清里	きよさと	2	226	光輝	こうき	3
195	星々	きらきら	1	227	岡西	こうざい	2
196	きらら	きらら	2	228	光修	こうしゅ	1
197	キラリ	きらり	1	229	向上	こうじょう	1
198	光輝	きらり	1	230	光伸	こうしん	1
199	銀河	ぎんが	1	231	岡西	こうせい	1
200	金方	きんがた	3	232	光星	こうせい	6
201	金鴨	きんかも	5	233	光鳥	こうちょう	1
202	金鴨	きんがも	4	234	幸努等	こうどとう	1
203	金鴨寄	きんかもより	1	235	岡南	こうなん	1
204	金空海	きんくうみ	1	236	好風	こうふう	1
205	金星	きんせい	1	237	幸福	こうふく	1
206	金星海	きんせみ	1	238	光方	こうほう	8
207	金の鴨	きんのがも	1	239	光陽	こうよう	1
208	金縁	きんぶち	1	240	光遙	こうよう	2
209	金方	きんほう	1	241	公亮	こうりょう	1
210	倉敷西	くらしきにし	1	242	光緑	こうりょく	2
211	倉西	くらにし	2	243	黄金	こがね	1
212	倉福	くらふく	1	244	金鴨	こがも	1
213	クロマツ	くろまつ	1	245	金光	こうこう	1
214	くろまつ	くろまつ	1	246	寿	ことぶき	1
215	黒松	くろまつ	1	247	こんがた	こんがた	1
216	敬愛	けいあい	1	248	金方	こんがた	13
217	螢光	けいこう	1	249	金鴨	こんかも	8
218	月光	げつこう	1	250	金鴨	こんがも	1
219	元気	げんき	1	251	光鴨	こんがも	1
220	謙明	けんみん	1	252	金鴨寄	こんかもより	1
221	小浅口	こあさぐち	1	253	金光	こんこ	2
222	光栄	こうえい	2	254	コンコウ	こんこう	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
255	こんこう	こんこう	9	287	山星	さんせい	1
256	金光	こんこう	336	288	三町	さんちょう	2
257	金光方	こんこうがた	1	289	三南	さんなん	1
258	金光鴨	こんこうかも	1	290	山南	さんなん	1
259	金光鴨方	こんこうかもがた	2	291	三宝	さんぼう	1
260	金光教	こんこうきょう	1	292	山陽	さんよう	9
261	金光町鴨方	こんこうちょうかもがた	2	293	山陽中央	さんようちゅうおう	1
262	金方	こんほう	3	294	しおかぜ	しおかぜ	1
263	光方	こんほう	2	295	仕学	しがく	1
264	金方	こんぼう	4	296	獅子	しし	2
265	金遙	こんよう	1	297	自然	しぜん	1
266	さい	さい	1	298	七福神	しちふくじん	1
267	最高だ	さいこうだ	1	299	地頭	じとう	1
268	西備	さいび	1	300	渋染	しぶぞめ	1
269	山河海	さがみ	1	301	姉妹	しまい	1
270	さくみがわ	さくみがわ	1	302	松合	しょあい	1
271	さくら	さくら	2	303	照山	しょうざん	1
272	桜	さくら	3	304	照南	しょうなん	4
273	桜鴨	さくらがも	1	305	松遙	しょよう	1
274	桜川	さくらがわ	1	306	しんあい	しんあい	1
275	幸	さち	1	307	神愛	しんあい	1
276	幸知	さち	1	308	新浅口	しんあさくち	20
277	さつき	さつき	1	309	新あさぐち	しんあさぐち	1
278	里見	さとみ	9	310	新浅口	しんあさぐち	15
279	里見川	さとみがわ	4	311	新市	しんいち	2
280	真田	さなだ	1	312	新岡山	しんおかやま	1
281	さら	さら	1	313	新方	しんがた	1
282	三愛	さんあい	2	314	新鴨方	しんかもがた	1
283	山海	さんかい	3	315	新鴨光	しんかもこう	1
284	三光	さんこう	1	316	新鴨金	しんかもこん	2
285	三国	さんごく	1	317	新鴨光	しんかもひかり	2
286	さんさん	さんさん	1	318	新鴨光	しんかもみつ	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
319	新倉敷	しんくらしき	2	351	晴星	せいせい	1
320	心契	しんけい	1	352	星天	せいてん	1
321	伸光	しんこう	1	353	晴天	せいてん	7
322	心合	しんごう	1	354	青天	せいてん	1
323	新金光	しんこんこう	1	355	星都	せいと	1
324	新山陽	しんさんよう	1	356	晴成	せいなり	1
325	新宿	しんじゅく	1	357	せいなん	せいなん	1
326	新星	しんせい	1	358	晴南	せいなん	4
327	新町	しんちょう	1	359	西南	せいなん	6
328	新南遙	しんなんよう	1	360	星美	せいび	1
329	新橋	しんばし	1	361	西備	せいび	3
330	新光鴨	しんひかりかも	1	362	星光	せいみつ	2
331	神明	しんみょう	1	363	晴明	せいめい	6
332	新命	しんめい	1	364	清明	せいめい	1
333	新桃太郎	しんももたろう	1	365	星耀	せいよう	1
334	新緑	しんりょく	1	366	星流	せいりゅう	1
335	森林	しんりん	1	367	星林	せいりん	1
336	水星	すいせい	1	368	星麗	せいれい	1
337	水美	すいび	1	369	晴光顔民	せこうとうみん	1
338	瑞方	ずいほう	1	370	せとうち	せとうち	1
339	須恵	すえ	1	371	瀬戸崎	せとざき	1
340	スカイブルー	すかいぶるー	1	372	瀬戸中央	せとちゅうおう	2
341	すばる	すばる	2	373	瀬戸中	せとなか	1
342	星教	せいきょう	1	374	善民	ぜんみん	1
343	晴空	せいくう	1	375	そうめん	そうめん	1
344	西倉	せいくら	1	376	そうめんなが	そうめんなが	1
345	星光	せいこう	7	377	大吉	だいきち	1
346	晴光	せいこう	1	378	太陽	たいよう	1
347	星座	せいざ	1	379	高橋川	たかはしがわ	1
348	清山	せいざん	1	380	竹川	たけがわ	1
349	星樹	せいじゅ	1	381	多幸	たこう	1
350	星心	せいしん	1	382	蛸方	たこがた	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
383	龍浪	たつなみ	1	415	どうまん	どうまん	1
384	田為美	たなみ	1	416	桃陽	とうよう	1
385	たぬし	たぬし	1	417	桃里	とうり	3
386	多山	たやま	1	418	特武	とくむ	1
387	竹林	ちくりん	2	419	轟	とどろき	1
388	竹林寺	ちくりんじ	5	420	殿	どの	1
389	鳥光	ちょうこう	1	421	友枝	ともえだ	1
390	手延	てのべ	1	422	友平	ともひら	1
391	天桜	てんおう	1	423	豊然	とよぜん	1
392	天宮	てんぐう	1	424	豊臣秀よ	とよとみひでよ	1
393	天金	てんこう	1	425	豊波	とよなみ	1
394	天光	てんこう	9	426	虎	とら	1
395	天星	てんせい	2	427	虎上	とらがみ	1
396	天晴	てんせい	1	428	虎里	とらざと	1
397	天地	てんち	3	429	鳥方	とりがた	1
398	天道	てんどう	1	430	仲	なか	1
399	天南	てんなん	1	431	なかよ	なかよ	4
400	天文	てんぶん	1	432	仲吉	なかよ	1
401	天文	てんもん	47	433	仲良	なかよ	3
402	天門	てんもん	1	434	仲良	なかよし	3
403	天文神	てんもんじん	1	435	流れぼ	ながれば	1
404	天文台	てんもんだい	12	436	なごみ	なごみ	1
405	天遙	てんよう	1	437	成愛	なるえ	1
406	桃	とう	1	438	南西	なんせい	5
407	桃花	とうか	6	439	なんび	なんび	1
408	桃花野	とうかの	1	440	南部	なんぶ	1
409	桃教	とうきょう	1	441	南遙	なんよう	2
410	桃金	とうきん	1	442	二合町楽	にあいちょうらく	1
411	頭犬	とうけん	1	443	二頭	にあたま	1
412	桃源	とうげん	1	444	新岡	にいおか	1
413	桃光	とうこう	1	445	新居山	にいやま	1
414	桃星	とうせい	1	446	西浅口	にしあさくち	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
447	西岡山	にしおかやま	27	479	遙南	はるな	1
448	にしくらしき	にしくらしき	2	480	晴海	はるみ	1
449	西くらしき	にしくらしき	3	481	遙海	はるみ	2
450	西倉敷	にしくらしき	44	482	晴	はれ	1
451	西山陽	にしさんよう	1	483	晴栄	はれさかえ	1
452	西新倉敷	にししんくらしき	1	484	晴多	はれた	1
453	西瀬戸内	にせとうち	2	485	晴日	はれにち	1
454	西玉島	にしたましま	1	486	晴の国	はれのくに	1
455	西備中	にしひっちゅう	1	487	晴れの国青空	はれのくにあおぞら	1
456	西水島	にしみずしま	1	488	晴れの町	はれのまち	1
457	ネバーランド	ねばーらんど	1	489	晴々	はればれ	2
458	のぞみ	のぞみ	1	490	晴福	はれふく	1
459	希	のぞみ	1	491	晴渡	はれわた	1
460	希望	のぞみ	2	492	ピーチ	ぴーち	1
461	のどか	のどか	1	493	東浅口	ひがしあさぐち	4
462	ハイビ	はいび	1	494	東あさぐち	ひがしあさぐち	1
463	白桃	はくおう	1	495	東笠岡	ひがしかさおか	2
464	白桃	はくとう	2	496	東中国	ひがしちゅうごく	1
465	栄星	はせい	1	497	東福山	ひがしふくやま	1
466	伯海	はつかい	1	498	ひかり	ひかり	3
467	ハッスル	はっする	1	499	光り方	ひかりかた	1
468	花がおか	はながおか	1	500	光方	ひかりがた	15
469	花咲	はなさき	3	501	光鴨	ひかりかも	2
470	花咲く	はなさく	1	502	光キラキラ	ひかりきらきら	1
471	花山	はなやま	1	503	光鴨	ひかるかも	1
472	浜崎	はまさき	1	504	光ル寄鴨	ひかるよりかも	1
473	はるか	はるか	11	505	美環	びかん	1
474	遙	はるか	4	506	美空	びくう	1
475	遙	はるか	6	507	美光	びこう	1
476	遙か瀬	はるかぜ	1	508	備西	びさい	2
477	はるかみどり	はるかみどり	1	509	備星	びせい	1
478	遙瀬	はるせ	1	510	備西	びせい	6

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
511	備青	びせい	1	543	鈎	ほう	1
512	備中	びちゅう	3	544	方光	ほうこう	2
513	備中	びっちゅう	1	545	方金	ほうこん	1
514	びっちゅう	びっちゅう	1	546	豊潤	ほうじゅん	1
515	備中	びっちゅう	26	547	望遙	ぼうよう	1
516	備中あさぐち	びっちゅうあさぐち	1	548	鈎楽	ほうらく	1
517	備中浅口	びっちゅうあさぐち	1	549	星	ほし	2
518	備中瀬戸内	びっちゅうせとうち	1	550	星神	ほし	1
519	備中光	びっちゅうひかり	1	551	星川	ほしかわ	1
520	備中三和	びっちゅうみわ	1	552	星木	ほしき	1
521	美桃	びとう	2	553	星木	ほしき	1
522	備南	びなん	1	554	星空	ほしざら	2
523	びなん	びなん	1	555	星の光	ほしのひかり	1
524	備南	びなん	84	556	ほしのまち	ほしのまち	1
525	備南浅口	びなんあさくち	1	557	星光	ほしひかり	1
526	備南鳩	びなんはと	1	558	星光	ほしひかり	1
527	ひまわり	ひまわり	2	559	ほほえみ	ほほえみ	1
528	美陽	びよう	1	560	真	ま	1
529	備洋	びよー	1	561	誠	まこと	2
530	平愛	ひらあい	1	562	マスカット	ますかっと	1
531	平賀	ひらが	1	563	町屋	まちや	2
532	広	ひろ	1	564	町家	まちや	2
533	備後	びんご	1	565	町屋公園	まちやこうえん	1
534	富鴨	ふかも	1	566	町和	まちわ	1
535	双葉	ふたば	1	567	ままかり	ままかり	1
536	二葉	ふたば	1	568	みかけ	みかけ	2
537	平成	へいせい	3	569	神影	みかけ	1
538	平成倉敷	へいせいくらしき	1	570	三方	みかた	1
539	平成光	へいせいひかり	2	571	三鴨	みかも	1
540	平和	へいわ	5	572	御川	みかわ	1
541	ほ	ほ	1	573	未紀	みき	1
542	星	ほ	1	574	未来	みき	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
575	右倉敷	みぎくらしき	1	607	雅	みやび	1
576	未来	みく	1	608	海山	みやま	2
577	美栄	みさか	1	609	美山	みやま	2
578	美咲	みさき	1	610	御幸	みゆき	1
579	実里	みさと	1	611	明星	みようじょう	1
580	美里	みさと	2	612	みらい	みらい	3
581	美晴	みせい	1	613	美薔	みらい	1
582	深空	みそら	1	614	未来	みらい	5
583	美空	みそら	1	615	未來	みらい	1
584	深岳	みたけ	1	616	美緑	みりょく	1
585	三音加	みつおか	1	617	三和	みわ	7
586	みつか	みつか	1	618	みんなげんきであんぜんな	みんなげんきであんぜんな	1
587	金方	みつかた	1	619	みんなの	みんなの	2
588	光方	みつかた	4	620	夢開	むかひ	1
589	光方	みつがた	1	621	夢幻	むげん	1
590	みつかも	みつかも	1	622	むつみ	むつみ	1
591	光輝	みつき	1	623	明光	めいこう	1
592	三つ山	みつやま	1	624	明星	めいせい	2
593	三輪	みつわ	1	625	明生	めいせい	1
594	三和	みつわ	2	626	明然	めいぜん	1
595	みどり	みどり	13	627	明媚	めいび	1
596	美土里	みどり	1	628	明楽	めいらく	2
597	緑	みどり	8	629	めぐみ	めぐみ	1
598	緑の	みどりの	1	630	麺和光	めんわひかり	1
599	緑町	みどりまち	1	631	萌香	もえか	1
600	南おかやま	みなみおかやま	1	632	桃	もも	2
601	南岡山	みなみおかやま	3	633	桃枝	ももえ	1
602	南備中	みなみびっちゅう	2	634	桃花	ももか	1
603	南遙照	みなみようしょう	1	635	桃が丘	ももがおか	1
604	みのり	みのり	2	636	桃川	ももかわ	1
605	美晴	みはる	1	637	桃川	ももがわ	1
606	美風	みふう	1	638	モモサツキ	ももさつき	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
639	桃太	ももた	1	671	遙金	ようこん	1
640	ももたろう	ももたろう	1	672	ヨウショウ	ようしょう	1
641	モモ太郎	ももたろう	1	673	ようしょう	ようしょう	27
642	桃太郎	ももたろう	2	674	よう照	ようしょう	1
643	桃梨	ももなし	1	675	曜星	ようしょう	1
644	桃ノ花	もものか	1	676	遙照	ようしょう	42
645	桃乃丘	もものがおか	1	677	陽翔	ようしょう	1
646	桃の里	もものさと	1	678	遙照	ようしょう	34
647	桃山	ももやま	4	679	遙翔	ようしょう	2
648	森	もり	1	680	遙照金光鴨方	ようしょうこんこうか もがた	1
649	山川	やまがわ	1	681	遙照山	ようしょうさん	1
650	優	ゆう	1	682	ようしょう山	ようしょうざん	1
651	悠久	ゆうく	1	683	遙照山	ようしょうざん	3
652	友敬	ゆうけい	1	684	遙照山天文台	ようしょうざんてん もんだい	1
653	勇元	ゆうげん	1	685	遙照天文	ようしょうてんもん	1
654	ゆうざき	ゆうざき	1	686	遙照の光	ようしょうのひかり	1
655	木崎	ゆうざき	1	687	よう照南	ようしょうみなみ	1
656	木綿崎	ゆうざき	2	688	遙照南	ようしょうみなみ	1
657	木綿崎山	ゆーざきやま	1	689	ようしょう麓	ようしょうろく	1
658	友里	ゆうり	1	690	ようなん	ようなん	26
659	ゆめ	ゆめ	2	691	よう南	ようなん	2
660	夢	ゆめ	1	692	搖南	ようなん	1
661	ゆめの	ゆめの	1	693	遙南	ようなん	73
662	夢野	ゆめの	1	694	陽南	ようなん	4
663	夢見	ゆめみ	1	695	遙南	ようなん	111
664	良	よ	1	696	遙海	ようみ	1
665	遙海	ようかい	1	697	遙南	よおなん	1
666	遙海	ようかい	1	698	遙南	よーなん	1
667	遙輝	ようき	1	699	よきかも	よきかも	1
668	ようこう	ようこう	1	700	吉田	よしだ	1
669	陽光	ようこう	1	701	夜空	よぞら	1
670	遙光	ようこう	4	702	四つ葉	よつば	1

番号	名 称	ふりがな	件数(件)	番号	名 称	ふりがな	件数(件)
703	寄鴨金	よりかもがね	1				
704	里咲	りさき	1				
705	梨星	りしゅう	1				
706	梨星	りせい	1				
707	竜王	りゅうおう	2				
708	流星	りゅうせい	1				
709	両備	りょうび	1				
710	緑光	りょくこう	1				
711	緑多	りょくた	1				
712	緑地	りょくち	1				
713	緑桃	りょくとう	1				
714	緑風	りょくふう	1				
715	緑豊	りょくほう	1				
716	緑螢	りょけい	1				
717	緑光	りょっこう	1				
718	緑金	りょっこん	1				
719	レインボー	れいんぼー	1				
720	六条院	ろくじょういん	1				
721	和	わ	1				
722	和賀	わが	1				
723	和賀野	わがの	1				
724	輪協	わきょう	1				
有効件数計			2,892				

新市の名称候補選定要領

1 選定基準

新市の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称で、Aの条件を満たしている作品の中で、からまでの条件のうち1つ以上に該当する名称とする。

A 既存の市名にない名称

- 地域住民の一体感が感じられる名称
- 地域が地理的にイメージできる名称
- 地域の特徴を表す名称
- 地域の歴史・文化にちなんだ名称
- 地域の知名度が向上でき、対外的にアピールできる名称
- 住民等の理想・願いにちなんだ名称
- その他新市としてふさわしい名称

2 選定方法

(1) 新市の名称は、小委員会において応募作品の中から新市の名称としてふさわしい作品を数点選定し、これを協議会に報告し、協議会で決定する。

(2) 小委員会における名称候補選定方法は以下のとおりとする。

応募作品の中から、新市の名称に関する小委員会委員一人につき3作品を選定し、無記名投票する。

投票の際に各委員は3作品に順位をつけ、それぞれの点数は第1候補に3点、第2候補に2点、第3候補に1点とする。

得点の多い作品から順に数点を新市の名称候補として協議会に報告する。

報告については、作品ごとに小委員会としての選定理由を検討し、報告書を作成する。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、作品の趣旨を損なわない範囲で、必要最低限の修正をすることができるものとする。

4 選定にあたっての留意点

新市の名称の選定にあたっては、応募数の多少だけでなく、その名称を応募した理由や選定基準を踏まえ、総合的な見地から十分検討を行うものとする。

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

特別職等（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の設置、人数、任期、報酬については、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
- 2 行政委員会の委員数、任期は各法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	11	協定項目名	特別職の職員の身分の取扱い
調整の内容	<p>特別職等（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の設置、人数、任期、報酬については、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。 行政委員会の委員数、任期は各法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。 審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。 		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
三役及び教育長 /月	町長 820,000 円	町長 840,000 円	町長 750,000 円	市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
	助役 640,000 円	助役 665,000 円		
	助役（収入役兼掌） 680,000 円	助役（収入役兼掌） 665,000 円	助役（収入役兼掌） 620,000 円	
	教育長 620,000 円	教育長 630,000 円	教育長 560,000 円	
	期末手当	期末手当	期末手当	
	役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%	
議会議員 /月	議長 330,000 円	議長 345,000 円	議長 300,000 円	議会議員については、「議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。
	副議長 275,000 円	副議長 285,000 円	副議長 250,000 円	
	議員 12 人 250,000 円	議員 14 人 260,000 円	議員 10 人 230,000 円	
	期末手当	期末手当	期末手当	
	役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
行政委員会	農業委員会 /月	農業委員会 /年	農業委員会 /月	農業委員会委員について、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)」で別に協議する。
	会長 25,600円	会長 308,000円	会長 25,200円	
	会長代理 22,500円	会長代理 270,000円	会長代理 22,200円	
	委員11人 21,400円	委員15人 257,000円	委員10人 20,200円	
	教育委員会 /年	教育委員会 /年	教育委員会 /月	
	委員長 307,200円	委員長 308,000円	委員長 25,200円	行政委員会の委員数、任期は各法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。
	委員長代理 270,000円	委員長代理 270,000円	委員長代理 22,200円	
	委員2人 256,800円	委員2人 257,000円	委員2人 22,200円	
	選挙管理委員会 /年	選挙管理委員会 /年	選挙管理委員会 /年	
	委員長 91,000円	委員長 93,000円	委員長 85,700円	
	委員3人 81,000円	委員3人 80,500円	委員3人 77,600円	
	監査委員 /年	監査委員 /年	監査委員 /年	
	議員選出 117,000円	議員選出 121,000円	議員選出 118,000円	
	識見者 148,000円	識見者 151,000円	識見者 233,500円	
	固定資産評価審査委員会 /日	固定資産評価審査委員会 /日	固定資産評価審査委員会 /日	
	委員長 6,950円	委員長 6,600円	委員長 6,450円	
	委員2人 6,450円	委員2人 6,400円	委員2人 6,450円	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
審議会・委員会等	振興計画審議会 /日 会長 6,950円 副会長 6,450円 委員 6,450円	振興計画審議会 /日 会長 6,500円 副会長 6,500円 委員 6,500円	振興計画審議会 /日 会長 6,450円 副会長 委員 6,450円	審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。
	特別職報酬等審議会 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	特別職報酬等審議会 /日 会長 6,300円 委員 6,300円	特別職報酬等審議会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	都市計画審議会 /日 会長 6,950円 副会長 - 委員 6,450円	都市計画審議会 /日 会長 6,600円 副会長 6,400円 委員 6,400円		
	開発事業対策委員会 /日 委員長 6,950円 委員 6,450円		開発事業対策委員会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	公民館運営審議会 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	公民館運営審議会 /日 会長 6,400円 委員 6,400円	公民館運営審議会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	町民会館運営審議会 /日 委員長 6,950円 委員 6,450円			
			奨学資金給与基金運営審議会/日 会長 6,450円 委員 6,450円	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
審議会・委員会等			藤本青少年海外等派遣運営審議会 会長 6,450円 委員 6,450円	審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職について、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。
	町営住宅入居者選考審議会 /日 委員 6,450円	町営住宅入居者選考審議会 /日 委員 3,200円	町営住宅入居者選考委員会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
		六条院東会館運営審議会 /日 会長 6,400円 副会長 6,400円 委員 6,400円		
	国民健康保険運営協議会 /日 会長 6,950円 副会長 - 委員 6,450円	国民健康保険運営協議会 /日 会長 7,400円 副会長 6,900円 委員 6,500円	国民健康保険運営協議会 /日 会長 6,450円 副会長 委員 6,450円	
	民生委員推薦会 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	民生委員推薦会 /日 会長 3,200円 委員 3,200円	民生委員推薦会 /日 委員長 6,450円 委員 6,450円	
	介護保険運営協議会 /日 会長 6,950円 副会長 6,450円 委員 6,450円	介護保険運営協議会 /日 会長 7,400円 副会長 6,900円 委員 6,500円	介護保険運営協議会 /日 会長 6,450円 副会長 委員 6,450円	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
審議会・委員会等	情報公開審査会 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	-	情報公開不服審査会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職について、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。
			情報公開制度運営審議会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	防災会議 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	防災会議 /日 会長 6,400円 委員 6,400円	防災会議 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	水防協議会 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	水防協議会 /日 会長 6,400円 委員 6,400円		
			消防委員会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	学校給食共同調理場運営委員会 /日 会長 6,950円 委員 6,450円	-	学校給食センター運営委員会 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	生涯学習推進会議 /日 委員長 6,950円 副委員長 6,450円 委員 6,450円	生涯学習推進協議会 /日 会長 6,400円 副会長 6,400円 委員 6,400円		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
審議会・委員会等			町民健康増進対策協議会 会長 6,450円 委員 6,450円	/日
その他	選挙従事者 選挙長 16,000円 投票管理者 16,000円 開票管理者 16,000円 投票立会人 15,000円 開票立会人 15,000円 選挙立会人 15,000円	選挙従事者 選挙長 16,000円 投票管理者 16,000円 開票管理者 16,000円 投票立会人 15,000円 開票立会人 15,000円 選挙立会人 15,000円	選挙従事者 選挙長 16,000円 投票管理者 16,000円 開票管理者 16,000円 投票立会人 15,000円 開票立会人 15,000円 選挙立会人 15,000円	/日 16,000円 16,000円 16,000円 15,000円 15,000円 15,000円
	学校薬剤師 102,000円	学校薬剤師 31,000円 + 36円 × 児童数	学校薬剤師 中学校 51,400円 小学校 57,000円 幼稚園 37,000円	/年
	校医 金中 128,000円 金小 131,000円 吉小 108,000円 竹小 97,000円	校医 71,000円 + 156円 × 児童数	校医 中学校 103,800円 小学校 145,300円	/年

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
その他	歯科医 /年 金中 119,000円 金小 122,000円 吉小 103,000円 竹小 93,000円	歯科医 /年 71,000円 + 107円 × 児童数	歯科医 /年 中学校 93,700円 小学校 121,700円	審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。
	幼稚園医・歯科医 /年 園医 63,000円 歯科医 63,000円	幼稚園医・歯科医 /年 園医 56,000円 + 156円 × 園児数 歯科医 56,000円 + 107円 × 園児数	幼稚園医・歯科医 /年 園医 67,200円 歯科医 64,100円	
		保育園医・歯科医 /年 園医 76,900円 歯科医 38,500円	保育園医・歯科医 /年 園医 79,800円 歯科医 31,800円	
	社会教育委員 /日 委員 6,450円	社会教育委員 /日 委員 6,400円		
	社会教育指導員 /月 指導員 148,000円	社会教育指導員 /月 指導員 96,000円		
	文化財保護委員 /日 委員 6,450円	文化財保護委員 /年 委員 43,900円	文化財保護委員 /日 会長 6,450円 委員 6,450円	
	体育指導委員 /年 委員 26,200円	体育指導委員 /年 指導委員 10,600円	体育指導委員 /日 指導委員 6,450円	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
その他	職員安全衛生産業医 ／年 産業医 114,000 円	職員安全衛生産業医 ／日 産業医 18,000 円		審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職について、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期及び報酬額をもとに再編し、新たに設置する。
	介護認定審査委員 ／日 委員 14,000 円	介護認定審査委員 ／日 委員 14,000 円	介護認定審査委員(里庄町と共同実施) ／日 委員 14,000 円	
	交通指導員 ／年 会長 57,500 円 副会長 54,500 円 指導員 46,000 円	交通指導員 ／年 会長 68,000 円 副会長 60,000 円 指導員 56,000 円	交通安全指導協助員 ／年 指導協助員 45,800 円	

(参考)

1 市長、助役、収入役及び教育長

職名	任期	選任等	根拠法令等	廃置分合の場合における取扱い
市長	4年	新市の設置から50日以内に選挙を行う。	地方自治法第139条、第140条 公職選挙法第33条	3町長の協議により、3町長のうちから市長職務執行者を選定する。市長職務執行者は、合併の日から新市長が選出されるまでの間、市長の職務を行う。
助役	4年	新市長が議会の同意を得て選任する。	地方自治法第161条	
収入役	4年	新市長が議会の同意を得て選任する。	地方自治法第168条	

職名	任期	選任等	根拠法令等	廃置分合の場合における取扱い
教育長	4年	教育委員会の委員 (委員長を除く。)の うちから教育委員会 が任命する。	地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第16 条	市長職務執行者から臨時に選任された委員の互選により、委員長を除く委員 のうちから選出する。

2 行政委員会

委員会名	任期	任命等	根拠法令	廃置分合の場合における取扱い
教育委員会	4年	市長が、議会の同意 を得て任命する。	・地方自治法第180条の 5 ・地方教育行政の組織及 び運営に関する法第3 条、第4条、第5条	市長職務執行者が、3町の教育委員会の委員であった者のうちから、5人を 臨時に選任する。任期は、市長選挙後最初に招集される議会の会期末まで。
選挙管理委員 会	4年	議会において選挙す る。	・地方自治法第180条の 5、第181条、第182条、 第183条	3町の選挙管理委員会の委員であった者の互選により定めた者4人をもって 充てる。任期は、正規の選挙管理委員会委員が、議会において選挙されるま で。
監査委員	議員選出 者は任期 識見者は 4年	市長が議会の同意を 得て選任する。	・地方自治法第180条の 5、第195条、第196条、 第197条	
固定資産評価 審査委員会	3年	市長が議会の同意を 得て選任する。	・地方自治法第180条の 5 ・地方税法第423条	市長職務執行者が3町の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちか ら選任した者をもって充てることができる。任期は正規の固定資産評価審査 委員会委員が、議会の同意を得て選任されるまで。

3 特別職等報酬(全国事例)

合併による新市事例

(単位:円/月)

区分	合併後人口 (人)	市長	助役	収入役	教育長
南アルプス市(山梨県)	72,040	745,000	605,000	590,000	578,000
さぬき市(香川県)	56,507	900,000	710,000	650,000	600,000
田原市(愛知県)	43,552	930,000	760,000	710,000	650,000
東かがわ市(香川県)	36,650	800,000	610,000	580,000	560,000
周南市(山口県)	157,305	970,000	790,000	690,000	690,000

合併後人口は、新市の住基人口。

県内の市との比較

(単位:円/月)

区分	人口 (人)	市町長	助役	収入役	教育長
岡山市	626,642	1,240,000	990,000	860,000	624,700
倉敷市	430,291	1,071,000	892,800	788,500	788,500
津山市	90,156	980,000	780,000	700,000	690,000
玉野市	69,567	940,000	755,000	675,000	665,000
笠岡市	59,300	930,000	755,000	675,000	660,000
井原市	34,817	890,000	720,000	640,000	640,000
総社市	56,531	900,000	745,000	665,000	665,000
高梁市	25,374	870,000	700,000	630,000	630,000
新見市	24,576	860,000	695,000	630,000	630,000
備前市	28,683	875,000	720,000	640,000	640,000
金光町	12,187	820,000	680,000	-	620,000
鴨方町	18,882	840,000	665,000	-	630,000
寄島町	6,655	750,000	620,000	-	560,000

既存市人口は、H12国調人口。報酬額は、H15.4.1現在。ただし、寄島町については、H16.4.1改正後。

コミュニティ施策の取扱いについて

コミュニティ施策の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 自治組織（行政区、自治組合、町内会）は、現行の制度を新市に引き継ぎ、合併後統一した新しい組織及び体制について調整する。コミュニティ推進協議会は、合併後新たな組織及び体制について調整する。
- 2 自治組織への報償費等については、合併時に再編し新たな基準を設定する。
- 3 地域づくり補助事業については、合併時に制度を再編する。
- 4 コミュニティ施設整備補助事業については、鴨方町の制度を基本に合併時に調整する。
- 5 研修バス制度は、金光町の制度を基本に合併時に調整する。ただし、合併年度は旧町の例による。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (2)	協定項目名	コミュニティ施策の取扱い
調整の内容	<p>1 自治組織（行政区、自治組合、町内会）は、現行の制度を新市に引き継ぎ、合併後統一した新しい組織及び体制について調整する。 コミュニティ推進協議会は、合併後新たな組織及び体制について調整する。</p> <p>2 自治組織への報償費等については、合併時に再編し新たな基準を設定する。</p> <p>3 地域づくり補助事業については、合併時に制度を再編する。</p> <p>4 コミュニティ施設整備補助事業については、鴨方町の制度を基本に合併時に調整する。</p> <p>5 研修バス制度は、金光町の制度を基本に合併時に調整する。ただし、合併年度は旧町の例による。</p>		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
自治組織	<p>【行政区】 町内12区 区長：町内12区から推薦され町長に委嘱された者 12名 任期は2年 ・行政協力業務委託金 1行政区：95,000円</p> <p>【自治組合】 各行政区にある自治組織で各組合に組合長 組合数 235組合</p>	<p>【行政区】 区長制度なし</p> <p>【町内会】 各町内会に町内会長、部落連絡員 町内223地区</p>	<p>【行政区】 区長制度なし 寄島町の区長は、部落長の推薦で、町長の委託を受けて、文書等を担当区内の町民に配布している。（区長報酬あり）</p> <p>【町内会】 各町内会に部落長 町内16地区</p>	現行の制度を新市に引き継ぎ、合併後統一した新しい組織及び体制について調整する。
コミュニティ推進協議会	<p>【名称】 金光町コミュニティ推進協議会 【組織】 町内12行政区から理事各1名（各区長） 計12名 【任期】2年 【会費】なし 【町補助】200千円/年</p>	<p>【名称】 鴨方町コミュニティ推進協議会 【組織】 会員数：102人 地区公会堂代表者及び各種団体代表者（うち理事44人） 【会費】1,200円/年 【町補助】300千円/年</p>	<p>【名称】 寄島町コミュニティ推進協議会 【組織】 各種社会教育関係団体の長、町内16地区の分館長 計16人 【任期】2年 【会費】なし 【町補助】200千円/年</p>	合併後新たな組織及び体制について調整する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
自治組織への報償費等	<p>【自治組合長手当】 均等割 3,000円 世帯割 500円 対象：自治組合</p> <p>【コミュニティ地域活動交付金】 均等割 450,000円 世帯割 840円 世帯割は、予算の範囲内 対象：各行政区（12区）</p>	<p>【部落連絡員手当】 均等割 4,400円 世帯割 630円 対象：町内会 (その他) 別に防犯灯の設置補助及び電気料 補助等あり。 (交通対策事業の取扱いで協議)</p>	<p>【区長報酬】 均等割 43,000円 世帯割 775円 対象：町内会</p> <p>【分館活動助成金】 対象：町内各地区的地区活動を活発 化し、明るく健康で住みよい町づく りを推進するコミュニティ事業（1 6地区） 均等割：1地区に87,500円 世帯割：総額で60万円分割</p>	合併時に再編し新たな基準 を設定する。
地域づくり 補助事業	<p>【ふれあい推進事業】 対象：地域イベント 補助率：対象事業費の1/2以内 限度額：10万円</p> <p>【環境美化・緑化事業】 対象：清掃作業、緑化活動等 補助率：対象事業費の2/3以内 限度額：10万円</p> <p>【生垣設置事業】 対象：生垣設置補助 補助率：対象事業費の2/3以内 限度額：10万円</p> <p>【地区シンボルづくり事業】 対象：地域のシンボル施設の整備 補助率：対象事業費の2/3以内 限度額：30万円</p>	<p>【コミュニティ活動事業】 対象：地域コミュニティ組織・団体 が実施する各種コミュニティ活動（活動備品整備も含 む。） 補助率：対象事業費の2/3以内 限度額：1年度55万円限度</p> <p>【コミュニティモデル地区育成事 業】 対象：コミュニティ活動先進地域 補助額：5万円（定額）</p> <p>【ほたる育成事業】 対象：ほたる保護事業 補助額：5万円（定額）</p>	該当なし	合併時に制度を再編する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
コミュニティ施設整備補助事業	該当なし	<p>【名称】 鴨方町コミュニティ施設整備事業</p> <p>【内容】 町内会が管理する集会所を新築又は改造する町内会に対し、予算の範囲内において補助。 補助率：事業費の50%以内。 限度額：新築500万円 改造200万円（大規模改造400万円）等</p> <p>【名称】 鴨方町コミュニティ広場整備事業</p> <p>【内容】 身近な広場整備を促進するため、予算の範囲内において補助。 補助額等：事業費の2/3以内。ただし、1m²2千円限度（用地借上げの場合補助あり）</p>	<p>【名称】 寄島町コミュニティ施設整備事業</p> <p>【内容】 町内の各地区集会施設の整備を行う地区に対し、予算の範囲内で補助。</p> <p>【新築又は改築事業】 補助率 1/3以内 対象事業費 7,500千円まで</p> <p>【増築及び改修事業】 対象事業費 300千円を超えて2,500千円までの金額から300千円を控除した額の1/3以内</p> <p>【バリアフリー化】 補助率 1/2以内 対象事業費 2,000千円まで</p>	鴨方町の制度を基本に合併時に調整する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
研修バス制度	<p>【目的】 行政関係諸団体、社会福祉団体、社会教育団体などの研修を援助し、もってその活性化を推進する。</p> <p>【運行時間等】 原則8時30分から17時までとし、1日1車両の運行</p> <p>【区域及び料金】 通常運行時間内で運行距離が151キロ（往復）を超えない場合 ・町内大型 36,100円 ・町内中型 27,500円 ・町外大型 61,500円 ・町外中型 41,400円 通常時間、距離を越える場合、割り増し料金あり。</p> <p>【運行対象】 行政関係諸団体、社会福祉団体、社会教育団体など</p>	<p>【目的】 行政関係諸団体、社会福祉団体、社会教育団体などの研修を援助し、もってその活性化を推進する。</p> <p>【運行時間等】 原則8時00分から17時30分までとし、1日1車両の運行</p> <p>【区域及び料金】 区域が半径100キロ以内の場合は利用者負担なし。 (運行に係る基本料金は町負担) それ以上の場合は、超過分を利用者負担。</p> <p>【運行対象】 行政関係諸団体、社会福祉団体、社会教育団体など</p>	該当なし	金光町の制度を基本に合併時に調整する。ただし、合併年度は旧町の例による。

納税関係の取扱いについて

納税関係の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 前納報奨金については、合併後3年間で廃止する。報奨金の率は、合併年度は0.5%、翌2カ年度は0.3%とする。
- 2 督促手数料については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 3 納税貯蓄組合制度については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 4 口座振替制度については、現行の取扱金融機関をすべて対象とするよう合併時に調整する。

平成16年8月11日 提出



- 1 前納報奨金については、合併後3カ年度で廃止する。報奨金の率は、合併年度は現行のとおりとし、翌2カ年度は0.3%とする。
- 2 督促手数料については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 3 納税貯蓄組合制度については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 4 口座振替制度については、現行の取扱金融機関をすべて対象とするよう合併時に調整する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (6)	協定項目名	納税関係の取扱い
調整の内容	<p>1 前納報奨金については、合併後3カ年度で廃止する。報奨金の率は、合併年度は現行のとおりとし、翌2カ年度は0.3%とする。</p> <p>2 督促手数料については、鴨方町の例により合併時に統合する。</p> <p>3 納税貯蓄組合制度については、鴨方町の例により合併時に統合する。</p> <p>4 口座振替制度については、現行の取扱金融機関をすべて対象とするよう合併時に調整する。</p>		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
前納報奨金	報奨金の率 0.5% × 納期前月数（1月末満の端数がある場合 14日以下切捨て 15日以上は1月とする） 10円未満の場合は交付しない	0.5% × 納期前月数（1月末満の端数がある場合 14日以下切捨て 15日以上は1月とする） 10円未満の場合は交付しない	0.6% × 納期前月数（1月末満の端数がある場合 14日以下切捨て 15日以上は1月とする） 10円未満の場合は交付しない	合併後3カ年度で廃止する。報奨金の率は、合併年度は現行のとおりとし、翌2カ年度は0.3%とする。
	対象税目 ・個人町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・都市計画税	・個人町県民税（普通徴収） ・固定資産税	・個人町県民税（普通徴収） ・固定資産税	
	限度額 限度額なし	限度額なし	限度額なし	
	実施時期 第1期～第3期の指定期限まで	第1期～第3期の指定期限まで	第1期～第3期の指定期限まで	
督促手数料	督促手数料 徴収していない	督促状1通につき、50円徴収	徴収していない	鴨方町の例により合併時に統合する。
	督促状発送時期 納期限日以降20日以内に発送	納期限日以降20日以内に発送	納期限日以降20日以内に発送	

項目		3町の現況			調整内容
		金光町	鴨方町	寄島町	
納税貯蓄組合制度	組合数	225組合（H16年4月1日現在）	166組合（H16年4月1日現在）	38組合（H16年4月1日現在）	鴨方町の例により合併時に統合する。
	対象	組合員数が10名以上の組合	組合員数が10名以上の組合	組合員数が10名以上の組合	
	税目	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 ・都市計画税 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 	
	事務費算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・組合事務費 10千円（1組合） ・配布手数料 1千円×組合加入世帯数 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合事務費 1千円×会議参加者数（加入世帯数以内） ・その他組合活動経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合事務費 6.5千円（1組合） ・活動経費 1千円×会議参加世帯数（加入世帯数以内） 	
	対象税目	<ul style="list-style-type: none"> ・町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 ・都市計画税 	<ul style="list-style-type: none"> ・町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ・町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 	
口座振替制度	取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・中国銀行金光支店 ・広島銀行金光支店 ・玉島信用金庫 ・岡山西農業協同組合金光支店 ・郵便局 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国銀行 ・玉島信用金庫 ・笠岡信用組合 ・岡山西農業協同組合 ・郵便局 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国銀行 ・笠岡信用組合 ・岡山西農業協同組合 ・郵便局 	現行の取扱金融機関をすべて対象とするよう合併時に調整する。

項目		3町の現況			調整内容
		金光町	鴨方町	寄島町	
口座振替制度	口座振替手数料	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 1件あたり 10円 郵便局以外 1件あたり 21円 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 1件あたり 10円 郵便局以外 1件あたり 21円 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 1件あたり 10円 郵便局以外 1件あたり 21円 	現行の取扱金融機関をすべて対象とするよう合併時に調整する。

一般廃棄物処理事業の取扱いについて

一般廃棄物処理事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 廃棄物処理等計画については、新市において策定する。
- 2 一般廃棄物の収集運搬、処理業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。
- 3 一般廃棄物集積場整備事業助成制度については、鴨方町の例を基本に合併時に調整する。
- 4 生ごみ処理機購入費補助事業及び資源ごみ回収推進団体報奨金事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 5 一般家庭用ごみ袋の販売については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 6 し尿・浄化槽汚泥の収集、処理業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23-(7)	協定項目名	一般廃棄物処理事業の取扱い
調整の内容	<p>1 廃棄物処理等計画については、新市において策定する。</p> <p>2 一般廃棄物の収集運搬、処理業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。</p> <p>3 一般廃棄物集積場整備事業助成制度については、鴨方町の例を基本に合併時に調整する。</p> <p>4 生ごみ処理機購入費補助事業及び資源ごみ回収推進団体報奨金事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。</p> <p>5 一般家庭用ごみ袋の販売については、鴨方町の例により合併時に統合する。</p> <p>6 し尿・浄化槽汚泥の収集、処理業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。</p>		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
廃棄物処理等計画	<p>◎一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ※倉敷西部清掃施設組合が策定</p> <p>◎金光町一般廃棄物処理計画</p> <p>◎金光町分別収集計画</p>	<p>◎一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ※岡山県西部環境整備施設組合が策定</p> <p>◎鴨方町一般廃棄物処理計画</p> <p>◎鴨方町分別収集計画</p>	<p>◎一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ※岡山県西部環境整備施設組合が策定</p> <p>◎寄島町一般廃棄物処理計画</p> <p>◎寄島町分別収集計画</p>	新市において策定する。
一般廃棄物の収集運搬、処理業務	<p>1 ごみの排出・質 【分別種類】 ・燃えるごみ ・燃えないごみ ・資源ごみ 　　缶（アルミ・スチール）、びん（無色・茶色・緑色・その他）</p>	<p>1 ごみの排出・質 【分別種類】 ・燃えるごみ ・燃えないごみ ・資源ごみ 　　缶（アルミ・スチール）、びん（無色・茶色・緑色・その他）、ペットボトル、廃プラスチック、段ボール、新聞、雑誌、紙パック、乾電池</p>	<p>1 ごみの排出・質 【分別種類】 ・燃えるごみ ・燃えないごみ ・資源ごみ 　　缶（アルミ・スチール）、びん（無色・茶色・緑色・その他）、ペットボトル、その他プラスチック、段ボール、新聞、雑誌、紙パック、布</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。

項目	3町の現況			調整内容																										
	金光町	鴨方町	寄島町																											
一般廃棄物の収集運搬、処理業務	<p>【排出方法】 燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみについて、それぞれの回収日にステーションに出す。</p> <p>2 ごみ収集方法及び収集状況</p> <p>【収集方法】 ステーション方式</p> <table border="1"> <tr><td>燃えるごみ</td><td>週2回</td></tr> <tr><td>燃えないごみ</td><td>週1回</td></tr> <tr><td>資源ごみ（缶、びん）</td><td>月1回</td></tr> </table> <p>拠点回収：該当なし</p> <p>【対象区域】 (H15年度末) 町内全域、4, 256世帯</p> <p>【収集体制】 民間委託</p>	燃えるごみ	週2回	燃えないごみ	週1回	資源ごみ（缶、びん）	月1回	<p>【排出方法】 燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみについて、それぞれの回収日にステーションに出す。</p> <p>2 ごみ収集方法及び収集状況</p> <p>【収集方法】 ステーション方式</p> <table border="1"> <tr><td>燃えるごみ</td><td>週2回</td></tr> <tr><td>燃えないごみ</td><td>週1回</td></tr> <tr><td>資源ごみ</td><td></td></tr> <tr><td>缶、びん、ペットボトル</td><td>月2回</td></tr> <tr><td>廃プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、ダンボール</td><td>月1回</td></tr> </table> <p>※ H16年度から、廃プラスチックを月2回実施</p> <p>拠点回収：乾電池、飲料用紙パック</p> <p>【対象区域】 (H15年度末) 町内全域、6, 392世帯</p> <p>【収集体制】 直営（人員15名）</p>	燃えるごみ	週2回	燃えないごみ	週1回	資源ごみ		缶、びん、ペットボトル	月2回	廃プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、ダンボール	月1回	<p>【排出方法】 燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみについて、それぞれの回収日にステーションに出す。</p> <p>2 ごみ収集方法及び収集状況</p> <p>【収集方法】 ステーション方式</p> <table border="1"> <tr><td>燃えるごみ</td><td>週3回</td></tr> <tr><td>燃えないごみ</td><td>月1回</td></tr> <tr><td>資源ごみ</td><td></td></tr> <tr><td>缶、びん、ペットボトル 廃プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、その他紙、ダンボール、飲料用紙パック、古布</td><td>月2回</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>月1回</td></tr> </table> <p>拠点回収：該当なし</p> <p>【対象区域】 (H15年度末) 町内全域、2, 283世帯</p> <p>【収集体制】 直営（人員4名～8名）</p>	燃えるごみ	週3回	燃えないごみ	月1回	資源ごみ		缶、びん、ペットボトル 廃プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、その他紙、ダンボール、飲料用紙パック、古布	月2回	粗大ごみ	月1回	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、随時調整する。
燃えるごみ	週2回																													
燃えないごみ	週1回																													
資源ごみ（缶、びん）	月1回																													
燃えるごみ	週2回																													
燃えないごみ	週1回																													
資源ごみ																														
缶、びん、ペットボトル	月2回																													
廃プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、ダンボール	月1回																													
燃えるごみ	週3回																													
燃えないごみ	月1回																													
資源ごみ																														
缶、びん、ペットボトル 廃プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、その他紙、ダンボール、飲料用紙パック、古布	月2回																													
粗大ごみ	月1回																													

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
一般廃棄物の収集運搬、処理業務	<p>3 一般廃棄物処理手数料 ◎直接搬入手数料 【可燃ごみ】 (搬入先：倉敷西部清掃工場) 家庭ごみ：無料 事業ごみ：一般廃棄物 90 円／10kg ※倉敷西部清掃施設組合が処理</p> <p>【不燃ごみ】 (搬入先：金光町不燃物処理場) 家庭ごみ：年間 2t まで無料、それ以上 は 10 円／5kg 事業ごみ：受け入れていない</p> <p>【粗大・資源ごみ】（業者に委託） 家庭ごみ：無料（粗大ごみについては、 300～800 円/品） 事業ごみ：受け入れていない</p>	<p>3 一般廃棄物処理手数料 ◎直接搬入手数料 【可燃ごみ】 (搬入先：里庄清掃工場) 家庭ごみ：無料 事業ごみ：一般廃棄物 70 円／10kg 産業廃棄物 100 円／10kg ※平成 16 年度中料金改定予定 ※岡山県西部環境整備施設組合が処理</p> <p>【不燃ごみ・粗大ごみ】 (搬入先：井笠広域資源化センター) 家庭ごみ：無料 事業ごみ：受け入れていない ※岡山県西部衛生施設組合が処理</p> <p>【不燃ごみ】 (搬入先：鴨方町不燃物処理センター) 家庭ごみ：無料 事業ごみ：受け入れていない</p>	<p>3 一般廃棄物処理手数料 ◎直接搬入手数料 【可燃ごみ】 (搬入先：里庄清掃工場) 家庭ごみ：無料 事業ごみ：一般廃棄物 70 円／10kg 産業廃棄物 100 円／10kg ※平成 16 年度中料金改定予定 ※岡山県西部環境整備施設組合が処理</p> <p>【不燃ごみ・粗大ごみ、資源ごみ】 (搬入先：井笠広域資源化センター) 家庭ごみ：無料 事業ごみ：受け入れていない ※岡山県西部衛生施設組合が処理</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、随時調整する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
一般廃棄物の収集運搬、処理業務	<p>4 ごみ処理施設 【焼却施設】 ◎倉敷西部清掃施設組合清掃工場 竣工工: 平成10年3月 処理能力: 120t/日 (60t/16h×2炉) ※倉敷西部清掃施設組合が処理</p> <p>【一時保管施設】 ◎金光町一般廃棄物最終処分場の一部を利用 資源ごみ、粗大ごみを搬入し、同施設から、業者及び指定法人が引き取り。</p> <p>【リサイクル施設】 ◎井笠広域資源化センター 処理能力: 27t/日 竣工工: 平成12年8月 ※岡山県西部衛生施設組合が資源ごみ(ペットボトル除く)を処理</p> <p>◎鴨方町リサイクルセンター 竣工工: 平成9年2月 ペットボトルを梱包し、指定法人が引き取り。</p>	<p>4 ごみ処理施設 【焼却施設】 ◎里庄清掃工場 竣工工: 平成11年3月 処理能力: 100t/8h ※岡山県西部環境整備施設組合が処理</p> <p>【一時保管施設】 ◎井笠広域資源化センター 竣工工: 平成7年3月 処理能力: 40t/日 ※岡山県西部衛生施設組合が不燃物・粗大ごみを処理</p> <p>【リサイクル施設】 ◎井笠広域資源化センター 処理能力: 27t/日 竣工工: 平成12年8月 ※岡山県西部衛生施設組合が資源ごみを処理</p>	<p>4 ごみ処理施設 【焼却施設】 ◎里庄清掃工場 竣工工: 平成11年3月 処理能力: 100t/8h ※岡山県西部環境整備施設組合が処理</p> <p>【一時保管施設】 ◎井笠広域資源化センター 竣工工: 平成7年3月 処理能力: 40t/日 ※岡山県西部衛生施設組合が不燃物・粗大ごみを処理</p> <p>【リサイクル施設】 ◎井笠広域資源化センター 処理能力: 27t/日 竣工工: 平成12年8月 ※岡山県西部衛生施設組合が資源ごみを処理</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、随時調整する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
一般廃棄物の収集運搬、処理業務	<p>【最終処分場】</p> <p>◎金光町一般廃棄物最終処分場</p> <p>所 在 地：金光町下竹地内</p> <p>竣 工：平成 12 年 3 月 15 日</p> <p>敷 地 面 積：61,900 m²</p> <p>埋 立 面 積：8,400 m²</p> <p>埋 立 容 積：39,700 m³</p> <p>主 要 施 設：浸出水処理施設</p>	<p>【最終処分場】</p> <p>◎鴨方町不燃物処理センター</p> <p>所 在 地：鴨方町益坂地内</p> <p>埋立開始年：昭和 50 年</p> <p>敷 地 面 積：20,000 m²</p> <p>埋 立 面 積：7,000 m²</p> <p>◎見崎山埋立処分地</p> <p>所 在 地：笠岡市神島地内</p> <p>竣 工：昭和 53 年 4 月</p> <p>敷 地 面 積：74,721 m²</p> <p>投入可能面積：25,000 m²</p> <p>投入可能量：190,000 m³</p> <p>主 要 施 設：汚水処理施設</p> <p>※岡山県西部衛生施設組合が処理</p>	<p>【最終処分場】</p> <p>◎見崎山埋立処分地</p> <p>所 在 地：笠岡市神島地内</p> <p>竣 工：昭和 53 年 4 月</p> <p>敷 地 面 積：74,721 m²</p> <p>投入可能面積：25,000 m²</p> <p>投入可能量：190,000 m³</p> <p>主 要 施 設：汚水処理施設</p> <p>※岡山県西部衛生施設組合が処理</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。
一般廃棄物集積場整備事業助成制度	<p>◎金光町ごみ収集所設置事業助成金</p> <p>【補助限度額】</p> <p>1 箇所当たり、全経費の 2 / 3 以内で 20 万円を限度</p>	<p>◎鴨方町ごみステーション施設整備補助金</p> <p>【補助限度額】</p> <p>新設の場合：30 万円を限度</p> <p>修理の場合：5 万円を限度</p>	<p>◎寄島町ごみステーション施設整備補助金</p> <p>【補助限度額】</p> <p>新設・改良：1 / 2 補助、30 万円を限度</p> <p>水道施設：1 / 2 補助、15 万円を限度</p>	鴨方町の例を基本に合併時に調整する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
生ごみ処理機購入費補助事業	<p>◎金光町生ごみ処理容器（家庭用コンポスト）設置事業補助金</p> <p>【対象機器】 個人設置のコンポスト容器</p> <p>【補助金額】 3,000円（1家庭1基まで）</p>	<p>◎鴨方町生ごみ減量化推進補助金</p> <p>【対象機器】 個人設置のコンポスト・ボカシ容器</p> <p>【補助金額（限度額）】 補助率：1／2 限度額：コンポスト容器 3,000円 ボカシ容器 1,500円 (1家庭各2基まで)</p> <p>◎鴨方町生ごみ処理機補助金</p> <p>【対象機器】 個人設置の電動式生ごみ処理機</p> <p>【補助金額（限度額）】 補助率：1／2 限度額：2万円（1家庭1基まで）</p>	<p>◎寄島町家庭用生ごみ処理容器設置事業補助金</p> <p>【対象機器】 個人設置のコンポスト容器</p> <p>【補助率】 補助率：1／2 限度額：3,000円（1家庭2基まで）</p> <p>◎寄島町生ごみ処理機器設置事業補助金</p> <p>【対象機器】 個人設置の電動式生ごみ処理機</p> <p>【補助金額（限度額）】 補助率：1／2 限度額：2万円（1家庭1基まで）</p>	鴨方町の例により合併時に統合する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
資源ごみ回 收推進団体 報奨金	<p>◎金光町資源回収推進団体報奨金 【概要】 　自主的に資源ごみ回収活動をする団体に報奨金を交付し、資源の再利用とごみの減量化を図る。</p> <p>【交付対象団体】 　次のいずれにも該当する団体 　①地域住民で構成する団体 　②回収を年2回以上実施する団体 　③営利を目的としない団体</p> <p>【回収品目】 　古紙類、繊維類、ビン類、金属類、その他有価物</p> <p>【報奨金額】 　1kgあたり6円</p>	<p>◎鴨方町資源ごみ回収推進団体報奨金 【概要】 　自主的に資源ごみ回収活動をする団体に報奨金を交付し、資源の再利用とごみの減量化を図る。</p> <p>【交付対象団体】 　次のいずれにも該当する団体 　①地域住民で構成する団体 　②回収を年3回以上実施する団体 　③営利を目的としない団体</p> <p>【回収品目】 　古紙類(新聞紙はチラシを分別)、繊維類、ビン類、金属類、その他有価物、ガラス類</p> <p>【報奨金額】 　1kgあたり8円</p>	<p>◎寄島資源ごみ回収推進団体報奨金 【概要】 　自主的に資源ごみ回収活動をする団体に報奨金を交付し、資源の再利用とごみの減量化を図る。</p> <p>【交付対象団体】 　次のいずれにも該当する団体 　①地域住民で構成する団体 　②回収を年2回以上実施する団体 　③営利を目的としない団体</p> <p>【回収品目】 　古紙類、繊維類、ビン類、金属類、その他有価物</p> <p>【報奨金額】 　1kgあたり8円</p>	鴨方町の例により合併時に統合する。
一般家庭用 ごみ袋販売	該当なし	<p>◎指定ごみ袋販売 【単価】 10枚／1袋入り 　燃えるごみ(大) 120円 　燃えるごみ(小) 100円 　燃えないごみ 100円</p> <p>【販売方法】 　町内の小売店、スーパー等で販売</p>	<p>◎指定ごみ袋販売 【単価】 10枚／1袋入り 　燃えるごみ(大) 120円 　燃えるごみ(小) 100円</p> <p>【販売方法】 　町内の小売店、スーパー等で販売</p>	鴨方町の例により合併時に統合する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
し尿・浄化槽汚泥の収集、処理業務	<p>【収集】 ㈱クリーン・システムに、収集運搬業の許可を与えて実施</p> <p>【収集運搬料金】 基本料金 480円／72ℓ（税別） 超過料金 120円／18ℓ（税別）</p> <p>【処理】 し尿：金光町浄化センター 浄化槽汚泥：引き抜き浄化槽汚泥をマンホールに投入し、自然流下により、金光町下水処理場で、通常の汚水と一緒に処理。</p> <p>【施設概要】 ◎金光町浄化センター 所在地：金光町八重地内 処理能力：20kℓ／日 ◎金光町下水処理場 所在地：金光町八重地内 処理能力：7,000m³／日</p>	<p>【収集】 ㈱クリーン・システムに、収集運搬業の許可を与えて実施</p> <p>【収集運搬料金】 基本料金 600円／72ℓ（税別） 超過料金 140円／18ℓ（税別）</p> <p>【処理】 し尿・浄化槽汚泥：岡山県西部衛生施設組合（井笠広域クリーンセンター）</p> <p>【施設概要】 ◎井笠広域クリーンセンター 所在地：笠岡市平成町地内 処理能力：210kℓ／日</p>	<p>【収集】 ㈱クリーン・システムに、収集運搬業の許可を与えて実施</p> <p>【収集運搬料金】 基本料金 600円／72ℓ（税別） 超過料金 150円／18ℓ（税別）</p> <p>【処理】 し尿・浄化槽汚泥：岡山県西部衛生施設組合（井笠広域クリーンセンター）</p> <p>【施設概要】 ◎井笠広域クリーンセンター 所在地：笠岡市平成町地内 処理能力：210kℓ／日</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。

環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 環境衛生委員は、新市において再編し新たに設置する。
- 2 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 火葬場及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、随時調整する。
- 4 火葬補助金については、住民負担が無料となるよう合併時に再編する。
- 5 環境美化事業については、実施時期等を調整し、新市において引き続き実施する。
- 6 公害防止協定については、新市に引き継ぐ。各種環境調査については、新市で調整し実施する。
- 7 墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 狂犬病予防事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (8)	協定項目名	環境対策事業の取扱い
調整の内容	1 環境衛生委員は、新市において再編し新たに設置する。 2 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 火葬場及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、随時調整する。 4 火葬補助金については、住民負担が無料となるよう合併時に再編する。 5 環境美化事業については、実施時期等を調整し、新市において引き続き実施する。 6 公害防止協定については、新市に引き継ぐ。各種環境調査については、新市で調整し実施する。 7 墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 8 狂犬病予防事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
環境衛生委員	金光町環境衛生委員 【目的】 町内各区の衛生知識の向上をはかり、健康で文化生活をいとなむための推進機関として諸般の施策を行い、公衆衛生、環境改善に関する事業を行う 【概要】 12区18名 【任期】 2年（再任可）	鴨方町環境衛生委員 【目的】 町内各区の衛生知識の向上をはかり、健康で文化生活をいとなむための推進機関として諸般の施策を行い、公衆衛生、環境改善に関する事業を行う 【概要】 106区106名 【任期】 2年（再任可）	寄島町環境衛生委員 【目的】 町内各区の衛生知識の向上をはかり、健康で文化生活をいとなむための推進機関として諸般の施策を行い、公衆衛生、環境改善に関する事業を行う 【概要】 16区41名 【任期】 役員のみ2年（再任可）	新市において再編し新たに設置する。

項目	3町の現況			調整内容																
	金光町	鴨方町	寄島町																	
合併処理浄化槽設置事業	<p>金光町合併処理浄化槽設置整備事業 補助金 【目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する 【補助金額】</p> <table border="1"> <tr><th>人槽</th><th>補助額</th></tr> <tr><td>5人槽</td><td>354千円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>411千円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>519千円</td></tr> </table>	人槽	補助額	5人槽	354千円	7人槽	411千円	10人槽	519千円	<p>鴨方町合併処理浄化槽設置整備事業 補助金 【目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する 【補助金額】</p> <table border="1"> <tr><th>人槽</th><th>補助額</th></tr> <tr><td>5人槽</td><td>354千円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>411千円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>519千円</td></tr> </table>	人槽	補助額	5人槽	354千円	7人槽	411千円	10人槽	519千円	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
人槽	補助額																			
5人槽	354千円																			
7人槽	411千円																			
10人槽	519千円																			
人槽	補助額																			
5人槽	354千円																			
7人槽	411千円																			
10人槽	519千円																			
火葬関連事業	<p>火葬場及び使用料 倉敷市玉島斎場(管外料金) 12歳以上: 45,000円 12歳未満: 36,000円 井笠広域斎場(管外料金) 12歳以上: 36,000円 12歳未満: 24,000円</p> <p>火葬補助金 倉敷市玉島斎場使用の場合 12歳以上: 25,000円 (町民負担額: 20,000円) 12歳未満: 20,000円 (町民負担額: 16,000円)</p>	<p>井笠広域斎場(管内料金) 12歳以上: 8,000円 12歳未満: 7,000円</p> <p>井笠広域斎場使用のみ 12歳以上: 8,000円 (町民負担額: 0円) 12歳未満: 7,000円 (町民負担額: 0円)</p>	<p>井笠広域斎場(管内料金) 12歳以上: 8,000円 12歳未満: 7,000円</p> <p>井笠広域斎場使用のみ 12歳以上: 8,000円 (町民負担額: 0円) 12歳未満: 7,000円 (町民負担額: 0円)</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、隨時調整する。 住民負担が無料となるよう合併時に再編する。																

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
火葬補助金	井笠広域斎場使用の場合 12歳以上：16,000円 (町民負担額：20,000円) 12歳未満：8,000円 (町民負担額：16,000円)			住民負担が無料となるよう合併時に再編する。
環境美化事業	金光町グリーンガード 【概要】 毎年7月最終日曜日または8月第1日曜日に各種団体及び住民の参加により里見川周辺の除草作業を行う 金光町クリーン作戦 【概要】 毎年道路愛護日（10月1日）の前後にごみの回収を行う	盆・正月前クリーン作戦 【概要】 毎年8月上旬と12月中旬頃に各自治会、子ども会、スポーツ少年団、ボランティア団体の参加でごみの回収を行い、町内の美化に努める	町内一斉クリーン作戦 【概要】 毎年9月の第3土曜日に小・中学校生徒及びPTA、各種団体、事業所、役場職員等全住民の参加で道路等の公共用地のごみ拾いを実施する 町内一斉清掃 【概要】 毎年5月頃の3週にわたり各地区長、環境衛生委員を中心に全町民を対象に一斉清掃を実施する	実施時期等を調整し、新市において引き続き実施する。
	不法投棄ごみ防止業務 <ul style="list-style-type: none">町職員及び不法投棄監視員によるパトロールの隨時実施区長及び環境衛生委員の要望により、ごみ捨て禁止看板を配布、設置	不法投棄ごみ防止業務 <ul style="list-style-type: none">町職員及び不法投棄監視員によるパトロールの隨時実施町内会長及び環境衛生委員の要望により、ごみ捨て禁止看板を配布、設置町の環境パトロールを毎月1回実施	不法投棄ごみ防止業務 <ul style="list-style-type: none">不法投棄監視員によるパトロールの隨時実施町内会長及び環境衛生委員の要望により、ごみ捨て禁止看板を配布、設置	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
公害防止事業	公害防止協定締結：8業者	公害防止協定締結：10業者		新市に引き継ぐ。
	【各種環境調査】 <ul style="list-style-type: none"> 各種公害（騒音、振動、水質、ダ イオキシン）の調査を隨時実施 金光町佐方ニュータウンの調整池 について水質検査を年2回実施 	【各種環境調査】 <ul style="list-style-type: none"> 各種公害（騒音、振動、水質、ダ イオキシン）の調査を隨時実施 町内河川20箇所について水質検 査を年1回実施 	【各種環境調査】 <ul style="list-style-type: none"> 各種公害（騒音、振動、水質、ダ イオキシン）の調査を隨時実施 苦情及び要望に基づき水質検査を 隨時実施 	新市で調整し実施す る。
墓地	【名称及び位置】 <p>野原靈苑 金光町大字上竹 959 番地の1 阿坂靈苑 金光町大字上竹 2449 番地の7</p> 【条例】 <p>金光町有靈苑設置及び管理条例</p>	【名称及び位置】 <p>鴨方町第一靈園 金光町大字地頭下 64 番地外</p> 【条例】 <p>鴨方町第一靈園管理条例</p>	【名称及び位置】 <p>寄島町安広墓地 寄島町 10847 番地</p> 【条例】 <p>寄島町安広墓地条例</p>	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
狂犬病予防事業	狂犬病予防に関する手数料 <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬登録手数料： 3,000 円 予防注射済票交付手数料： 550 円 鑑札再交付手数料： 1,600 円 予防注射済票再交付手数料： 340 円 	狂犬病予防に関する手数料 <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬登録手数料： 3,000 円 予防注射済票交付手数料： 550 円 鑑札再交付手数料： 1,600 円 予防注射済票再交付手数料： 340 円 個別訪問注射手数料： 1,000 円 	狂犬病予防に関する手数料 <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬登録手数料： 3,000 円 予防注射済票交付手数料： 550 円 鑑札再交付手数料： 1,600 円 予防注射済票再交付手数料： 340 円 	鴨方町の例により合 併時に統合する。

児童福祉事業の取扱い(その1)について

児童福祉事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

- 1 保育事業については、新市に引き継ぐものとするが、サービスに差があるため、新市において次のとおりとする。
公立の保育所については、民営化する方向で合併後速やかに調整する。
保育料については、合併の翌年度から引き下げる方向で調整する。
特別保育事業については、金光町の例により合併時から順次実施する。
- 2 乳幼児医療費助成事業については、金光町の例により合併時に統合する。ただし、合併年度は、旧町の例による。
- 3 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (10)	協定項目名	児童福祉事業の取扱い(その1)
調整の内容	<p>1 保育事業については、新市に引き継ぐものとするが、サービスに差があるため、新市において次のとおりとする。 公立の保育所については、民営化する方向で合併後速やかに調整する。 保育料については、合併の翌年度から引き下げる方向で調整する。 特別保育事業については、金光町の例により合併時から順次実施する。</p> <p>2 乳幼児医療費助成事業については、金光町の例により合併時に統合する。ただし、合併年度は、旧町の例による。</p> <p>3 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		

保育事業

項目	3町の状況						調整内容
	金光町		鴨方町		寄島町		
保育所名	三和保育園	敬親保育園	若葉保育園	六条院保育園	竜南保育所	寄島西保育所	1 保育事業については、新市に引き継ぐものとするが、サービスに差があるため、新市において次のとおりとする。 公立の保育所については、民営化する方向で合併後速やかに調整する。 保育料については、合併の翌年度から引き下げる方向で調整する。 特別保育事業については、金光町の例により合併時から順次実施する。
経営主体	社会福祉法人	社会福祉法人	鴨方町	鴨方町	寄島町	寄島町	
敷地面積	2,677m ²	982m ²	2,748m ²	2,560m ²	1,652m ²	3,567m ²	
建築面積	690m ²	597m ²	767m ²	759m ²	450m ²	518m ²	
建築年度	平成11年	昭和49年	昭和40年	昭和47年	平成7年	平成5年	
対象児童	0歳児～就学前	0歳児～就学前	1歳児～就学前	1歳児～就学前	0歳児～就学前	0歳児～就学前	
定員	90人	90人	60人	60人	45人	45人	
開設曜日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	
保育時間	原則 8:00 ～16:00	8:00 ～16:00	8:00 ～16:00	8:00 ～16:00	8:00 ～16:00	8:00 ～16:00	
	延長 7:00 ～19:00	7:00 ～19:00	7:30 ～18:00	7:30 ～18:00	7:30 ～18:00	7:30 ～18:00	
保育料	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
減免制度	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

項目	3町の状況				調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町		
特別保育事業	延長保育促進事業、乳児保育促進事業、地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業、乳児保育環境改善事業	延長保育促進事業、一時保育促進事業、乳児保育促進事業、保育所地域活動事業、乳児保育環境改善事業	保育所地域活動事業		

乳幼児医療費助成事業

項目	3町の状況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
対象者	10歳未満の乳幼児及び児童（10歳になった誕生日の月末まで）	6歳未満の乳幼児（6歳になった誕生日の月末まで） 10月からは6歳の誕生日到達後最初の3月31日まで	6歳未満の乳幼児（6歳になった誕生日の前月末まで） 10月からは6歳の誕生日到達後最初の3月31日まで	金光町の例により合併時に統合する。ただし、合併年度は旧町の例による。
助成内容	医療費に係る自己負担額の全額	医療費に係る自己負担額の全額	医療費に係る自己負担額の全額	
所得制限	無	無	無	

児童手当

項目	3町の状況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
対象者	10歳未満の児童（9歳到達後最初の3月31日まで = 小学3年生まで）	10歳未満の児童（9歳到達後最初の3月31日まで = 小学3年生まで）	10歳未満の児童（9歳到達後最初の3月31日まで = 小学3年生まで）	現行のとおり新市に引き継ぐ。
支給額（月額）	・第1子： 5,000円 ・第2子： 5,000円 ・第3子以降： 10,000円	・第1子： 5,000円 ・第2子： 5,000円 ・第3子以降： 10,000円	・第1子： 5,000円 ・第2子： 5,000円 ・第3子以降： 10,000円	
所得制限	有（所得制限額は変更有）	有（所得制限額は変更有）	有（所得制限額は変更有）	

児童扶養手当

項目	3町の状況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
対象者	父と生計を別にし、又は父が障害の状態にある18歳到達後最初の3月31日までの間にある者等を監護する母又は養育する者	父と生計を別にし、又は父が障害の状態にある18歳到達後最初の3月31日までの間にある者等を監護する母又は養育する者	父と生計を別にし、又は父が障害の状態にある18歳到達後最初の3月31日までの間にある者等を監護する母又は養育する者	現行のとおり新市に引き継ぐ。
支給額 (月額)	41,880円～9,880円 所得により変わる。	41,880円～9,880円 所得により変わる。	41,880円～9,880円 所得により変わる。	
所得制限	有	有	有	

特別児童扶養手当

項目	3町の状況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
対象者	20歳未満の障害の状態にある者を監護している親、若しくは親に代わって養育している者	20歳未満の障害の状態にある者を監護している親、若しくは親に代わって養育している者	20歳未満の障害の状態にある者を監護している親、若しくは親に代わって養育している者	現行のとおり新市に引き継ぐ。
支給額 (月額)	1級(重度)：50,900円 2級(中度)：33,900円	1級(重度)：50,900円 2級(中度)：33,900円	1級(重度)：50,900円 2級(中度)：33,900円	
所得制限	有	有	有	

平成15年度保育所徴収金基準額表（金光町・鴨方町・寄島町同一）

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)			
階層区分	定義	乳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	0	0	
第2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	(4,500) 9,000	(4,500) 9,000	(3,000) 6,000	(3,000) 6,000	
第3		市町村民税 課税世帯	(9,750) 19,500	(9,750) 19,500	(8,250) 16,500	(8,250) 16,500	
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	(15,000) 30,000	(15,000) 30,000	(13,500) 27,000	(13,500) 27,000	
第5		64,000円以上 160,000円未満	(22,250) 44,500	(22,250) 44,500	(20,750) 41,500	(18,500) 37,000	
第6		160,000円以上 408,000円未満	(30,500) 61,000	(30,500) 61,000	(21,590) 43,190	(18,500) 37,000	
第7		408,000円以上	(30,500) 61,000	(30,500) 61,000	(21,590) 43,190	(18,500) 37,000	

()内は次の5のイに該当する額

- 1 年齢は、児童が入所した日の属する月の1日現在の年齢とする。
- 2 乳児が年度の中途で1歳に達した場合においては、その年度中は乳児とみなす。
- 3 3歳未満児が年度の中途で3歳に達した場合においては、その年度中は3歳未満児とみなす。
- 4 3歳児が年度の中途で4歳に達した場合においては、その年度中は3歳児とみなす。
- 5 第2階層から第7階層に属する同一世帯から2人以上の児童が同一保育所に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

第1欄	第2欄
ア 最も徴収金基準額が低い児童 (最も徴収金基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金基準額表に定める額
イ ア以外の児童のうち最も徴収金基準額が低い児童(最も徴収金基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金基準額表に定める額×0.5 (上記の表の()内の額)
ウ 上記以外の児童	0円(寄島町は基準額表に定める額の1/10)

- 6 児童の属する世帯の階層が、次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層と認定された場合は、徴収金基準額表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる額とする。

母子世帯…配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子世帯

在宅障害児(者)のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯

- ア 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者
その他、特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	階層区分	徴収金基準額	
		3歳未満児	3歳以上児
第2	階層	0円	0円
第3	階層	18,500円	15,500円

交通対策事業の取扱いについて

交通対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 交通安全啓発事業については、現行のとおり実施する。
- 2 駐車場及び駐輪場事業については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
- 3 交通指導員は、新市において再編し新たに設置する。
- 4 婦人交通指導員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 地方バス路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 町民交通傷害保険については、合併時に廃止する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
- 7 安全灯・防犯灯については、当面は現行のとおりとし、金光町の制度を基本に新市において速やかに調整する。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (14)	協定項目名	交通対策事業の取扱い
調整の内容	<p>1 交通安全啓発事業については、現行のとおり実施する。</p> <p>2 駐車場及び駐輪場事業については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。</p> <p>3 交通指導員は、新市において再編し新たに設置する。</p> <p>4 婦人交通指導員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>5 地方バス路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>6 町民交通傷害保険については、合併時に廃止する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>7 安全灯・防犯灯については、当面は現行のとおりとし、金光町の制度を基本に新市において速やかに調整する。</p>		

項目	3町の現況			調整内容	
	金光町	鴨方町	寄島町		
交通安全啓発事業	【街頭指導】 春・秋の交通安全県民運動期間中、早朝に毎日実施 【交通安全テント村】 交通安全県民運動期間中に実施 【交通指導所】 実施なし 【その他】 交通事故多発時における交通安全対策の実施（随時）	【街頭指導】 春・秋の交通安全県民運動期間中、早朝に毎日実施 【交通安全テント村】 交通安全県民運動期間中に実施 【交通指導所】 実施なし 【その他】 交通事故多発時における交通安全対策の実施（随時）	【街頭指導】 春・秋の交通安全県民運動期間中、早朝に毎日実施 【交通安全テント村】 交通安全県民運動期間中に実施 【交通指導所】 実施なし 【その他】 交通事故多発時における交通安全対策の実施（随時）	【街頭指導】 春・秋の交通安全県民運動期間中、早朝に毎日実施 【交通安全テント村】 交通安全県民運動期間中に実施 【交通指導所】 春・秋の交通安全県民運動期間中、町内の危険と思われる交差点を中心に実施 【その他】 交通事故多発時における交通安全対策の実施（随時）	現行のとおり実施する。
交通安全教育	幼児から高齢者までを対象として園・学校・地域及び各種行事等で実施	幼児から高齢者までを対象として園・学校・地域及び各種行事等で実施	幼児から高齢者までを対象として園・学校・地域及び各種行事等で実施		

項目		3町の現況			調整内容
		金光町	鴨方町	寄島町	
啓発事業 交通安全	関係団体等	金光町交通安全対策協議会 玉島交通安全協会 金光町交通安全母の会 金光町幼児交通安全クラブ	鴨方町交通安全対策協議会 玉島交通安全協会 鴨方町交通安全母の会 鴨方町幼児交通安全クラブ	寄島町交通安全対策協議会 玉島交通安全協会 寄島町交通安全母の会 寄島町幼児交通安全クラブ連合会	現行のとおり実施する。
駐車場		金光町駅東自動車駐車場 金光町里見川南駐車場 公社営井戸居駐車場 公社営駅西駐車場	鴨方町営駅前駐車場 鴨方町営駅西駐車場 鴨方町営駅東駐車場 鴨方町営本町駐車場	該当なし	当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
駐輪場		金光町営二輪車駐車場	鴨方町営駐輪場	該当なし	
交通指導員		通学路等での街頭指導、交通安全運動での街頭活動、各種行事等での交通安全啓発、交通安全教室等の開催、交通安全施設設置の取りまとめ 【定数】15名以内（現在15名）	通学路等での街頭指導、交通安全運動での街頭活動、各種行事等での交通安全啓発、交通安全教室等の開催 【定数】19名以内（現在16名）	通学路等での街頭指導、交通安全運動での街頭活動、各種行事等での交通安全啓発、交通安全教室等の開催 【定数】10名以内（現在8名）	新市において再編し新たに設置する。
婦人交通指導員		該当なし	【設置概要】 園児、児童の登下校（園）時の保護・誘導等の巡回指導、町民への交通安全教育、交通安全広報 総務課に1人配属（嘱託）	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
地方バス路線	町単独補助分	該当なし	・寄島～鴨方線 ・鴨方～四条原線	・寄島～鴨方線	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	県補助分	該当なし	・鴨方循環線 (鴨方～本町～鴨方) ・鴨方循環線 (鴨方～みどりヶ丘～鴨方) ・鴨方～遙照山線	該当なし	

項目		3町の現況			調整内容
		金光町	鴨方町	寄島町	
地方バス路線	運行会社及び補助額	該当なし	井笠鉄道(株)：4,238千円 (H15年度実績)	井笠鉄道(株)：1,136千円 (H15年度実績)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
町民交通傷害保険	目的	交通事故により障害を受けた者を救済し、町民の生活の安定と福祉の増進に寄与。	交通事故により障害を受けた者を救済し、町民の生活の安定と福祉の増進に寄与。	交通事故により障害を受けた者を救済し、町民の生活の安定と福祉の増進に寄与。(笠岡、里庄、寄島の合同で実施)	合併時に廃止する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	加入者	町内に住民登録をしている者	町内に住民登録をしている者	町内在住、在勤、在学者	
	加入方法	各自治組合が取りまとめ。個人は、直接総務課で受付。	婦人会が取りまとめ。個人や婦人会のない地区は、直接総務課で受付。	寄島町交通安全母の会が取りまとめ。個人は、直接総務課で受付。	
	保険期間	1年間(4月～3月)	1年間(6月～5月)	1年間(9月～8月)	
	保険料	【保険料】1口 840円 (H15年度)	【保険料】1口 840円 (H15年度)	【保険料】1口 480円 (H15年度)	
安全灯・防犯灯	設置数	安全灯：該当なし 防犯灯：約1,400灯	安全灯：約1,200灯 防犯灯：約900灯	安全灯：該当なし 防犯灯：約900灯	当面は現行のとおりとし、金光町の制度を基本に新市において速やかに調整する。
	新設・維持管理	【安全灯】該当なし 【防犯灯】 新設、維持管理とも町負担で実施	【安全灯】(主要道路設置分) 新設、維持管理とも町負担で実施 【防犯灯】(生活道路設置分) 新設は各地区が実施 (町：5万限度8割補助) 維持管理は地元負担で実施	【安全灯】該当なし 【防犯灯】 新設、維持管理とも町負担で実施	
	電気料	【防犯灯】町負担	【安全灯】町負担 【防犯灯】各地区が負担 (町：1灯当たり年間2千円補助)	【防犯灯】町負担	

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 公共下水道事業受益者負担金については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 3 公共下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 公共下水道排水設備改造資金利子補給事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 5 地域し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年8月11日 提出



- 1 公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 公共下水道事業受益者負担金及び分担金については、鴨方町の例により合併時に統合する。ただし、寄島処理区については、現行のとおりとする。
- 3 公共下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。水道水以外を使用する場合の使用水量の認定については、合併時に調整する。
- 4 公共下水道排水設備改造資金利子補給事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。
- 5 地域し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23-(19)	協定項目名	下水道事業の取扱い
調整の内容	<p>1 公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 公共下水道事業受益者負担金及び分担金については、鴨方町の例により合併時に統合する。ただし、寄島処理区については、現行のとおりとする。</p> <p>3 公共下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。水道水以外を使用する場合の使用水量の認定については、合併時に調整する。</p> <p>4 公共下水道排水設備改造資金利子補給事業については、鴨方町の例により合併時に統合する。</p> <p>5 地域し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
公共下水道事業	<p>○公共下水道 【金光処理区】 計画処理面積：456ha 計画処理人口：12,900人 日最大計画汚水量：7,000 m³ 事業期間：平成5年度～22年度 供用開始：平成11年3月 概算事業費：192億円</p>	<p>○公共下水道 【鴨方処理区】 計画処理面積：540ha 計画処理人口：21,500人 日最大計画汚水量：11,500 m³ 事業期間：平成6年度～22年度 供用開始：平成12年3月 概算事業費：272億円</p>	<p>○特定環境保全公共下水道 【寄島処理区】 計画処理面積：261ha 計画処理人口：6,800人 日最大計画汚水量：3,570 m³ 事業期間：平成3年度～30年度 供用開始：平成9年3月 概算事業費：100億円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
受益者負担金及び事業分担金	<p>○公共下水道事業受益者負担金 750円/m²</p> <p>○賦課告示後3年に分割し、1年4回に分けて納付する。但し、受益者が一括納付の申出をし、納入期限日までに納付したときは、報奨金を交付する。</p>	<p>○公共下水道事業受益者負担金 750円/m²</p> <p>○賦課告示後3年に分割し、1年4回に分けて納付する。但し、受益者が一括納付の申出をし、納入期限日までに納付したときは、報奨金を交付する。</p>	<p>○特定環境保全公共下水道事業受益者分担金 180,000円/戸</p> <p>○賦課告示後4年に分割し、1年3回に分けて納付する。但し、受益者が一括納付の申出をし、納入期限日までに納付したときは、報奨金を交付する。</p>	<p>鴨方町の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、寄島処理区については現行のとおりとする。</p>

項目	3町の現況			調整内容	
	金光町	鴨方町	寄島町		
公共下水道事業受益者負担金及び分担金	納期	<ul style="list-style-type: none"> ・1期 7月1日～7月31日 ・2期 9月1日～9月30日 ・3期 11月1日～11月30日 ・4期 2月1日～2月末日 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期 7月1日～7月31日 ・2期 9月1日～9月30日 ・3期 11月1日～11月30日 ・4期 2月1日～2月末日 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期 7月10日～7月31日 ・2期 10月10日～10月31日 ・3期 1月10日～1月31日 	鴨方町の例により合併時に統合する。ただし、寄島
	一括納付報奨金	<ul style="list-style-type: none"> ・1年度分の一括納付 3% ・2年度分の一括納付 7% ・3年度分の一括納付 10% 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年度分の一括納付 4% ・2年度分の一括納付 8% ・3年度分の一括納付 12% 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年度分の一括納付 4% ・2年度分の一括納付 6% ・3年度分の一括納付 9% ・4年度分の一括納付 13% 	処理区については現行のとおりとする。
	負担金の減免	<p>【減免対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者 ・国、地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 ・国、地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者 ・公の生活扶助を受けている受益者その他これに準じる特別の事情があると認められる受益者 ・その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 <p>【減免率】 25%～100%</p>	<p>【減免対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者 ・国、地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 ・国、地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者 ・公の生活扶助を受けている受益者その他これに準じる特別の事情があると認められる受益者 ・その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 <p>【減免率】 25%～100%</p>	<p>【減免対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 ・国、地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 ・公の生活扶助を受けている受益者その他これに準じる特別の事情があると認められる受益者 ・その土地及び建物等の状況により特に減免する必要があると認められる受益者 <p>【減免率】 25%～100%</p>	

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鳴方町	寄島町	
公共下水道使用料	料 金 (月額) 基本料金 (8 m ³) : 1,200 円 超過料金 (1 m ³ あたり) (8 m ³ 超 30 m ³ まで) : 140 円 (30 m ³ 超 50 m ³ まで) : 160 円 (50 m ³ 超 100 m ³ まで) : 180 円 (100 m ³ 超) : 200 円 【水道水以外の水を利用した場合】 1人1ヶ月につき 6 m ³ で算出 【水道・井戸水併用の場合】 水道使用量 + 1人1ヶ月 3 m ³ で算出	基本料金 (8 m ³) : 1,200 円 超過料金 (1 m ³ あたり) (8 m ³ 超 30 m ³ まで) : 140 円 (30 m ³ 超 50 m ³ まで) : 160 円 (50 m ³ 超 100 m ³ まで) : 180 円 (100 m ³ 超) : 200 円 <u>※経過措置あり</u> 【水道水以外の水を利用した場合】 1人1ヶ月につき 6 m ³ で算出 【水道・井戸水併用の場合】 水道使用量 + 1人1ヶ月 3 m ³ で算出	基本料金 (8 m ³) : 1,200 円 超過料金 (1 m ³ あたり) (8 m ³ 超 30 m ³ まで) : 140 円 (30 m ³ 超 50 m ³ まで) : 160 円 (50 m ³ 超 100 m ³ まで) : 180 円 (100 m ³ 超) : 200 円 【水道水以外の水を利用した場合】 1人1日につき 0.2 m ³ で算出 【水道・井戸水併用の場合】 ①0.2 m ³ ×世帯人数×30日 (1ヶ月) ②水道使用量 (1ヶ月) ①と②を比較し水量の多いほうで算出	使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。水道水以外を使用する場合の使用水量の認定については合併時に調整する。
公共下水道排水設備改造資金利子補給事業	【融資条件】 供用開始後 3 年以内の改造工事であること等 融資額 : 1 件につき 10 万円以上 80 万円以内 融資期間 : 40 カ月以内 融資利率:町と取扱金融機関が協議して定めた利率 償還方法:約定返済日に元金均等償還で 1 回 5,000 円以上 利子補給 : 当該利子の全額を補給	【融資条件】 供用開始後 3 年以内の改造工事であること等 融資額 : 1 件につき 10 万円以上 100 万円以内 融資期間 : 60 カ月以内 融資利率:町と取扱金融機関が協議して定めた利率 償還方法:借入の翌日から元金均等月額 償還で 1 回 10,000 円以上 利子補給 : 借入利率の 5 %以内を助成	【融資条件】 供用開始後 3 年以内の改造工事であること等 融資額 : 1 件につき 10 万円以上 50 万円以内 融資期間:借入を受けた日の属する月の翌月から起算して 40 回以内 融資利率:町と取扱金融機関が協議して定めた利率 毎年 4 月 1 日の旧長期プライムレートを準用 償還方法:借入の翌日から元金均等月額 償還で 1 回 5,000 円以上 利子補給 : 当該利子の全額を補給	鳴方町の例により合併時に統合する。

項目		3町の現況			調整内容
		金光町	鴨方町	寄島町	
地域 し尿 処理 施設	事業	該当なし	【鳩ヶ丘地区】 計画処理人口：約 800 人 日平均汚水量：450 m ³ /日 供用開始：昭和 53 年	該当なし	現行のとおり 新市に引き継 ぐ。
	負担金	該当なし	【負担金】新規接続時 1 戸あたり 30,000 円	該当なし	
	使用料	該当なし	【料金（2カ月分）】 基本料金（16 m ³ ）：3,000 円 超過料金（1 m ³ あたり） (17 m ³ 以上)：60 円	該当なし	

文化・スポーツ振興事業の取扱いについて

文化・スポーツ振興事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 文化財保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、文化財保護委員会は、新市において再編し、新たに設置する。
- 2 文化関連施設管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 文化活動事業については、合併後速やかに調整する。
- 4 体育指導委員会は、新市において再編し、新たに設置する。
- 5 社会体育施設管理運営については、合併時に調整する。
- 6 スポーツ活動事業については、合併後速やかに調整する。

平成16年8月11日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (23)	協定項目名	文化・スポーツ振興事業の取扱い
調整の内容	<p>1 文化財保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、文化財保護委員会は、新市において再編し、新たに設置する。</p> <p>2 文化関連施設管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3 文化活動事業については、合併後速やかに調整する。</p> <p>4 体育指導委員会は、新市において再編し、新たに設置する。</p> <p>5 社会体育施設管理運営については、合併時に調整する。</p> <p>6 スポーツ活動事業については、合併後速やかに調整する。</p>		

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
文化財保護事業	<p>指定文化財</p> <p>県指定重要文化財 なし</p> <p>町指定重要文化財 7件</p> <p>吉備神楽、ひがさき踊り、源氏 虫繁殖地、五鈷杵、阿弥陀如来像、 泉勝院地蔵菩薩、寂光院庭園</p>	<p>県指定重要文化財 3件</p> <p>ゆるぎ堂地蔵石仏、明王院仏 涅槃図、旧高戸家住宅</p> <p>町指定重要文化財 12件</p> <p>朝倉薬師如来像、ひがさき踊り、 西山拙斎碑、華月橋上の拙斎、欽 塾塾生肄業程課、円珠院石造大宝 塔、町屋跡、細川通董画像、亮香 紫巖画像、魏仲先像、おわけ祭り、 阿藤伯海旧居</p>	<p>県指定重要文化財 なし</p> <p>町指定重要文化財 15件</p> <p>三郎島、安倉八幡の大樟、阿弥 陀如来立像、阿弥陀如来座像、壇 像、法華経、涅槃図、福井古墳、 殿山古墳、青佐山・台場、光政公 の感状、継政公の感状、阿弥陀如 来像、競馬神事、アッケシソウ</p>	現行のとおり新市に引き 継ぐ。ただし、文化財保 護委員会は、新市におい て再編し、新たに設置す る。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
文化財保護事業	文化財保存事業 指定文化財について、保安、保存、修復など管理指導を行い、その経費について所有者が負担に耐えない場合には、予算の範囲内で補助を行う。	指定文化財について、保安、保存、修復など管理指導を行い、その経費について所有者が負担に耐えない場合には、予算の範囲内で補助を行う。	指定文化財について、保安、保存、修復など管理指導を行い、その経費について所有者が負担に耐えない場合には、予算の範囲内で補助を行う。	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、文化財保護委員会は、新市において再編し、新たに設置する。
	文化財保護委員会 【目的】 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。 【定員】 7名以内（現在6名） 【任期】 2年（再任可）	【目的】 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。 【定員】 7名以内（現在5名） 【任期】 2年（再任可）	【目的】 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。 【定員】 7名以内（現在7名） 【任期】 2年（再任可）	
文化関連施設 管理運営	金光町歴史民俗資料館 【目的】 郷土の歴史、文化遺産等に関する資料を収集し、保存し又は展示し、かつその活用を図り、もって町民文化の向上に寄与する。	鴨方町郷土資料館 【目的】 町民の健全な教育、学術及び文化の発展に寄与するため、歴史的文化遺産を収集・保存・公開展示し、郷土の歴史についての理解を深めることを目的とする。	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。 入館料等については、「使用料、手数料の取扱い（協定項目16）」で別に協議する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
文化関連施設 管理運営	<p>【展示内容】 古文書、民具、出土品、絵画、書等</p> <p>【展示内容】 手延べそうめん製造器具、麦稈真田関係器具、出土品、古文書、絵画等</p> <p>岡山天文博物館</p> <p>【目的】 天文に関する資料等を収集し、保管し、展示して町民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【展示内容】 約100点の模型、写真、パネル等</p> <p>【主な事業】 岡山観測所講座、プラネタリウム体験講座、天文講座等</p> <p>かもがた町家公園</p> <p>【目的】 本町の優れた歴史的建造を保護、保存、活用し、文化・交流事業の推進を図り、もって地域文化の発展と地域の活性化に寄与することを目的として設置する。</p> <p>【施設名】 伝承館、交流館、ふれあいの館、郷土の館</p>			<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>入館料等については、「使用料、手数料の取扱い（協定項目16）」で別に協議する。</p>

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
文化活動事業	<p>文化祭</p> <p>金光町総合文化祭</p> <p>【目的】 日頃の文化活動の成果発表に資するとともに、町民相互の親睦を深め、合わせて、文化に対する関心を高め、地域文化の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【開催期日】 文化の日に近い土・日曜日</p> <p>【会場】 町民会館、保健センター</p> <p>【内容】 公民館講座生・同好会・一般町民の作品展示、お茶席、昼食バザー等</p>	<p>鴨方町総合文化祭</p> <p>【目的】 お互いの文化の交流を図り、心のふれあいを深めることで、“生涯学習の町”として益々地域文化の向上に努めることを目的とする。</p> <p>【開催期日】 10月最後の土・日曜日</p> <p>【会場】 町民会館、町民体育館、健康福祉センター</p> <p>【内容】 文化協会員の作品展示、各種芸能発表、町内学校等の作品展示等</p>	<p>寄島町文化祭</p> <p>【目的】 町民が生涯学習活動の成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を町内外に向けてアピールを目的とする。</p> <p>【開催期日】 10月最後の土・日曜日又は11月の第1土・日曜日</p> <p>【会場】 海洋センター体育館、総合福祉センター</p> <p>【内容】 文化協会員・町内学校等・一般町民の作品展示、お茶席、各種芸能文芸発表(10~11月中で別途)等</p>	合併後速やかに調整する。
文化協会補助	<p>金光町文化協会</p> <p>【設立】 昭和46年</p>	<p>鴨方町文化協会</p> <p>【設立】 昭和44年</p>	<p>寄島町文化協会</p> <p>【設立】 昭和46年</p>	

項目	3町の現況			調整内容	
	金光町	鴨方町	寄島町		
文化活動事業	文化協会補助	【目的】 金光町における芸術文化の継承と発展に寄与するとともに情操豊かな町民文化の向上に資する。	【目的】 鴨方町における芸術文化の継承と発展に寄与するとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることで、地方文化の振興を図り、以て情操豊かな町民文化の向上に資する。	【目的】 寄島町における芸術文化の継承と発展に寄与するとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることで、地方文化の振興を図り、以て情緒豊かな町民文化の向上に資する。	合併後速やかに調整する。
		【構成団体】 47部 792人	【構成団体】 20部 790人	【構成団体】 40部 444人	
		【補助金額】(平成15年度) 250千円	【補助金額】(平成15年度) 360千円	【補助金額】(平成15年度) 300千円	
	体育指導委員会	【目的】 町のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や団体の組織への育成及び指導助言を行う。	【目的】 町のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や団体の組織への育成及び指導助言を行う。	【目的】 町のスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や団体の組織への育成及び指導助言を行う。	新市において再編し、新たに設置する。
		【定員】 9名以内(現在9名)	【定員】 15名以内(現在14名)	【定員】 7名以内(現在6名)	
		【任期】 2年(再任可)	【任期】 3年(再任可)	【任期】 2年(再任可)	

項目	3町の現況			調整内容	
	金光町	鴨方町	寄島町		
社会体育施設 管理運営	<p>スポーツ公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート（3面） ・広場（1,993m²） <p>駅西公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート（1面） ・グラウンド（3,752m²） <p>遙照山公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート（4面） ・グラウンド（13,456m²） ・BMXコース（1コース：8ゲート） 	<p>天草公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場（両翼91m） ・市民体育館（アリーナ：989m²） ・テニスコート（4面） ・市民武道館（アリーナ：611m²） ・B & G プール（25mコース） ・ふるさとかもがたプラザ（6,200m²） <p>小坂西運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド（10,951m²） 	<p>町民運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場（13,962m²） <p>東体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ（792m²） <p>武道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ（855m²） <p>海洋センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館（アリーナ：1,102m²） ・プール（25mコース） <p>テニスコート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート（2面） 	<p>合併時に調整する。</p> <p>使用料については、「使用料、手数料の取扱い（協定項目15）」で別に協議する。</p>	
スポーツ活動事業	<p>スポーツ大会</p> <p>【目的】</p> <p>町民が一堂に会し、スポーツ・レクリエーション活動を通じ相互の親睦を深め、生涯スポーツの輪を広げるとともに、健康づくり・体力づくりに対する関心を高め活気ある郷土を目指す。</p>	<p>金光町体育祭</p> <p>【目的】</p> <p>健康と体力の増進は、生活の基本であり、社会建設の原動力である。本大会は、町民みんながスポーツとレクリエーションに親しみ、町民相互の親睦と団結を図り、健康と体力の増進に努めることを目的とする。</p>	<p>鴨方町民体育大会</p> <p>【目的】</p> <p>健康と体力の増進は、生活の基本であり、社会建設の原動力である。本大会は、町民みんながスポーツとレクリエーションに親しみ、町民相互の親睦と団結を図り、健康と体力の増進に努めることを目的とする。</p>	<p>寄島町民体育祭</p> <p>【目的】</p> <p>町民のふれあいと体力づくりを行い、明るく健康な町づくりを図る。</p>	合併後速やかに調整する。

項目	3町の現況			調整内容
	金光町	鴨方町	寄島町	
スポーツ活動事業	<p>スポーツ大会</p> <p>【開催期日】 5月第3日曜日（第4日曜日）</p> <p>【会場】 金光中学校グラウンド</p> <p>金光町健康マラソン大会</p> <p>【目的】 秋空のもと、町民こぞって大会に参集し、健康づくり思想を高め、コミュニケーションをはかる。</p> <p>【開催期日】 11月23日（祝）</p> <p>【会場】 スポーツ公園広場（発着）</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 ・町体育協会主催各種スポーツ大会 ・郡体育協会主催球技大会、マラソン大会 	<p>【開催期日】 9月最終日曜日</p> <p>【会場】 天草公園野球場</p> <p>鴨方町体力づくりマラソン大会</p> <p>【目的】 マラソンを通じて、町民の体力づくりの意識を高めるとともに町民のコミュニティづくりをはかり、健康で明るいまちづくりを目指す。</p> <p>【開催期日】 12月第2日曜日</p> <p>【会場】 天草公園野球場（発着）</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 ・町体育協会主催各種スポーツ大会 ・郡体育協会主催球技大会、マラソン大会 	<p>【開催期日】 10月第2日曜日</p> <p>【会場】 町民グラウンド</p>	合併後速やかに調整する。

項目	3町の現況			調整内容	
	金光町	鴨方町	寄島町		
スポーツ活動事業	体育協会 補助	金光町体育協会 【目的】 体育・スポーツ活動の普及を図り、町民及び町内在勤者の心身の健全な発展と、明るく豊かな町づくりに寄与することを目的とする。 【専門部】 13部 【補助金額】(平成15年度) 600千円 スポーツ少年団 【目的】 青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。 【登録団数】 5種 5団体	鴨方町体育協会 【目的】 体育、スポーツの普及、振興につとめ、鴨方町民の体力向上とスポーツ精神の昂揚を図ることを目的とする。 【部会】 28部 【補助金額】(平成15年度) 600千円 スポーツ少年団 【目的】 青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。 【登録団数】 8種 9団体	寄島町体育協会 【目的】 体育・スポーツ活動の普及を図り、町民及び町内在勤者の心身の健全な発展と、明るく豊かな町づくりに寄与することを目的とする。 【専門部】 15部 【補助金額】(平成15年度) 360千円 スポーツ少年団 【目的】 青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。 【登録団数】 5種 5団体	合併後速やかに調整する。

金光町・鴨方町合併協議会会議運営規程等の一部改正について

金光町・鴨方町合併協議会会議運営規程等の一部改正について、別紙のとおり提出する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会会議運営規程等の一部を改正する規程

(金光町・鴨方町合併協議会会議運営規程の一部改正)

第1条 金光町・鴨方町合併協議会会議運営規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議運営規程

第1条中「金光町・鴨方町合併協議会」を「金光町・鴨方町・寄島町合併協議会」に改める。

(金光町・鴨方町合併協議会小委員会規程の一部改正)

第2条 金光町・鴨方町合併協議会小委員会規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会小委員会規程

第1条中「金光町・鴨方町合併協議会」を「金光町・鴨方町・寄島町合併協議会」に改める。

(金光町・鴨方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第3条 金光町・鴨方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第1条中「金光町・鴨方町合併協議会」を「金光町・鴨方町・寄島町合併協議会」に改める。

第2条及び第3条中「両町」を「3町」に改める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長として、協議会の副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力するものとする。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 議長は、会議の開会にあたり、会議録に署名する委員（以下「会議録署名委員」という。）2名を指名するものとする。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席している会長、副会長及び委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができるものとする。

2 会議の傍聴については、会長が別に定め、会議に報告する。

(会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び発言の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。

3 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開手続等については、会長が会議に諮り別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者等の出席)

第9条 会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

2 関係者等が会議に出席したときは、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を受けることができる。

3 前項の報酬等の額及び支給方法は、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をするものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、小委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

- 2 関係者等が小委員会に出席したときは、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を受けることができる。
- 3 前項の報酬等の額及び支給方法は、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額6,500円とする。ただし、協議会規約第1条に規定する3町（以下「3町」という。）の長、助役及びその他の常勤職員並びに岡山県職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために3町以外の区域に出張したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、交通費、日当及び宿泊料とし、鴨方町の例による。

(支給の方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、鴨方町の例による。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

新市の名称に関する小委員会について

1 小委員会の設置及び組織について

- ・ 金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第11条の規定により、「新市の名称に関する小委員会」を設置する。
- ・ 金光町・鴨方町・寄島町合併協議会小委員会規程により運営される。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会小委員会規程抜粋

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 以下略

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

2 小委員会の構成

- ・ 3町の議会関係者及び学識経験者から各2名 計12名程度で構成

3 所掌事務

- ・ 新市の名称の候補の選定に関する事項
- ・ 新市の名称の選定基準に関する事項
- ・ その他、新市の名称の選定に関して必要な事項

議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期に関する
小委員会について

1 小委員会の設置及び組織について

- ・ 金光町・鴨方町・寄島町合併協議会規約第11条の規定により、「議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期に関する小委員会」を設置する。
- ・ 金光町・鴨方町・寄島町合併協議会小委員会規程により運営される。

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会小委員会規程抜粋
(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 以下略

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

2 小委員会の構成

- ・ 3町の議会関係者及び学識経験者から各2名 計12名程度で構成

3 所掌事務

- ・ 新市の議会の議員の定数、任期及び報酬に関する事項
- ・ 新市の農業委員会の委員の定数、任期及び報酬に関する事項
- ・ その他、新市の議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期等に關し必要な事項

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会事業計画の変更について

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会事業計画の変更について、別紙のとおり提出する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

平成16年度金光町・鴨方町・寄島町合併協議会事業計画

1 合併の協議

金光町、鴨方町及び寄島町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。

2 市町村建設計画の作成

合併特例法第5条に規定する市町村建設の基本方針、根幹となるべき事業計画及び財政計画を作成する。

3 行政制度等の調整方針の協議

主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。

4 広報の実施

合併協議会の協議結果等の概要について、住民への周知を図るため、ホームページを開設するとともに、協議会だより等を作成し、金光町、鴨方町及び寄島町の住民に配布する。

5 協議会報告書等の作成

合併協議会における市町村建設計画や行政制度等の調整方針に関する協議結果の報告書等を作成する。

6 会議の日程

平成16年度下半期の会議の日程は次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、開催日時を変更することができるものとする。

	日 時	開催地
第 7回	平成16年10月13日(水) 14:00	<u>寄島町</u>
第 8回	11月10日(水) 14:00	金光町
第 9回	12月 8日(水) 14:00	鴨方町
第10回	平成17年 1月19日(水) 14:00	<u>寄島町</u>
第11回	2月 9日(水) 14:00	鴨方町
第12回	3月 9日(水) 14:00	金光町

議案第39号

合併協定項目の変更について

合併協定項目の変更について、次のとおり提出する。

変更前	変更後
23各種事務事業の取扱い (15)農林関係事業の取扱い	23各種事務事業の取扱い (15)農林 <u>水産</u> 関係事業の取扱い

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方・寄島町町合併協議会
会長田主智彦

合併協定項目

基本的な項目

1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置

その他の重要な項目

5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	地域審議会の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
11	特別職の職員の身分の取扱い
12	条例、規則等の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	使用料、手数料等の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い
18	町、字の区域及び名称の取扱い
19	慣行の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	各種事務事業の取扱い
(1)	国際・姉妹都市交流事業の取扱い
(2)	コミュニティ施策の取扱い
(3)	電算システムの取扱い
(4)	公聴広報事業の取扱い

(5)	情報施策の取扱い
(6)	納税関係の取扱い
(7)	一般廃棄物処理事業の取扱い
(8)	環境対策事業の取扱い
(9)	保健衛生事業の取扱い
(10)	児童福祉事業の取扱い
(11)	高齢者福祉事業の取扱い
(12)	障害者福祉事業の取扱い
(13)	商工観光事業の取扱い
(14)	交通対策事業の取扱い
(15)	農林水産関係事業の取扱い
(16)	都市計画の取扱い
(17)	建設関係事業の取扱い
(18)	上水道事業の取扱い
(19)	下水道事業の取扱い
(20)	消防防災事業の取扱い
(21)	学校教育事業の取扱い
(22)	生涯学習事業の取扱い
(23)	文化・スポーツ振興事業の取扱い
(24)	その他協議が必要な事項の取扱い

市町村建設計画

2 4	市町村建設計画
-----	---------

協議済合併協定項目の調整内容の変更について

協議済合併協定項目の調整内容の変更について、別紙のとおり提出する。

平成16年10月1日 提出

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町・寄島町合併協議会 調整内容の変更

協定項目番号	1	協定項目名	合併の方式
調整の内容	変更前	金光町及び鴨方町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。	平成16年 5月19日 提出 平成16年 5月19日 承認
	変更後	金光町、鴨方町及び寄島町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。	

協定項目番号	4	協定項目名	新市の事務所の位置
調整の内容	変更前	新市の事務所の位置については、現有庁舎の有効利用を図り、次のとおりとする。 1 新市の事務所（本庁舎）の位置は、浅口郡鴨方町大字六条院中3050番地（現鴨方町役場）とする。 2 金光町役場の庁舎は、総合的な支所として有効活用を図り、住民サービスの低下を招かないようする。	平成16年 7月14日 提出 平成16年 8月11日 承認
	変更後	新市の事務所の位置については、現有庁舎の有効利用を図り、次のとおりとする。 1 新市の事務所（本庁舎）の位置は、浅口郡鴨方町大字六条院中3050番地（現鴨方町役場）とする。 2 金光町役場及び寄島町役場の庁舎は、総合的な支所として有効活用を図り、住民サービスの低下を招かないようする。	

協定項目番号	5	協定項目名	財産の取扱い
調整の内容	変更前	1 両町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐ。 2 財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。	平成16年 7月14日 提出 平成16年 8月11日 承認
	変更後	1 <u>3町</u> の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐ。 2 財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。	